

日高町
第三期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

日高町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間	5
4 策定体制.....	5
第2章 日高町の子ども・子育てを取り巻く状況.....	7
1 町及び児童人口の動向.....	9
2 子育て家庭と子どもの状況.....	13
3 母子保健の状況.....	23
4 児童・生徒数の状況.....	25
5 第二期計画の振り返り.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 計画の基本的な方向.....	33
2 施策の体系	36
第4章 施策の展開	39
基本目標1 妊娠期から学童期までの親子の健康支援.....	41
1 妊娠期からの支援の充実.....	41
2 親子の健康増進.....	44
3 乳幼児医療に関する取組み.....	47
基本目標2 子どもの健やかな成長の支援	48
1 子どもと子育てをみつめる地域づくり	48
2 多様な体験活動の推進.....	51
3 生きる力を育む教育環境の充実.....	53
基本目標3 親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり	55
1 地域子育て支援の推進	55
2 子どもの安全の確保.....	59

基本目標4 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実	63
1 ひとり親家庭の支援.....	63
2 障害のある子どもの自立支援.....	64
3 課題を抱える子ども・家庭への対応	67
第5章 教育・保育等の量の見込みと提供体制	69
1 子ども・子育て支援新制度の全体像.....	71
2 子ども・子育て支援事業の推進.....	75
第6章 計画の推進に向けて.....	89
1 計画の周知.....	91
2 関係機関等との連携・協働.....	91
3 計画の実施状況の点検・評価	91
資 料 編.....	93
1 日高町子ども・子育て会議設置要綱.....	95
2 日高町子ども・子育て会議 委員名簿	97
3 策定経過.....	99

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景

全国的に人口が減少している中、令和4年（2022年）には国内で生まれた子どもの数が初めて80万人を下回り、77万人となりました。さらに、令和5年（2023年）には合計特殊出生率が過去最低の1.20まで低下し、人口を維持するために必要な2.07を大きく下回っています。全国的には人口減少が止まらない状況が続いていますが、当町では人口減少はみられず、近年はほぼ横ばいで推移しています。

これまで、日高町では、平成15年7月に10年間の時限法として「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことを受け、平成17年4月からは「次世代育成支援行動計画（前期）」、平成22年4月からは前期計画を継承した「次世代育成支援後期行動計画（後期）」を策定しています。平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行され、平成27年4月から第一期5年間、令和2年4月から第二期5年間の「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備を計画的に実施することで、本町の子育て支援の充実・発展に取り組んでまいりました。

子ども・子育て新制度が開始された平成27年度以降、平成28年には子ども・子育て支援法の改正とともに児童福祉法が改正され、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正等が行われました。令和元年6月には改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決・成立し、親権者による児童のしつけでの体罰が禁止されました。更に、令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行され、同年12月にはこども大綱が閣議決定されました。

本町においても、子ども・子育てに関連する法律の改正や新たな制度に対応すべく、令和7年4月から5年間の子ども・子育て支援の取組みについて定めるものです。

2 計画の位置づけ

○計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間の再延長（令和17年3月31日まで）となったことから、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけるとともに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画とします。

また、その他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

【子ども・子育て支援法(抜粋)】

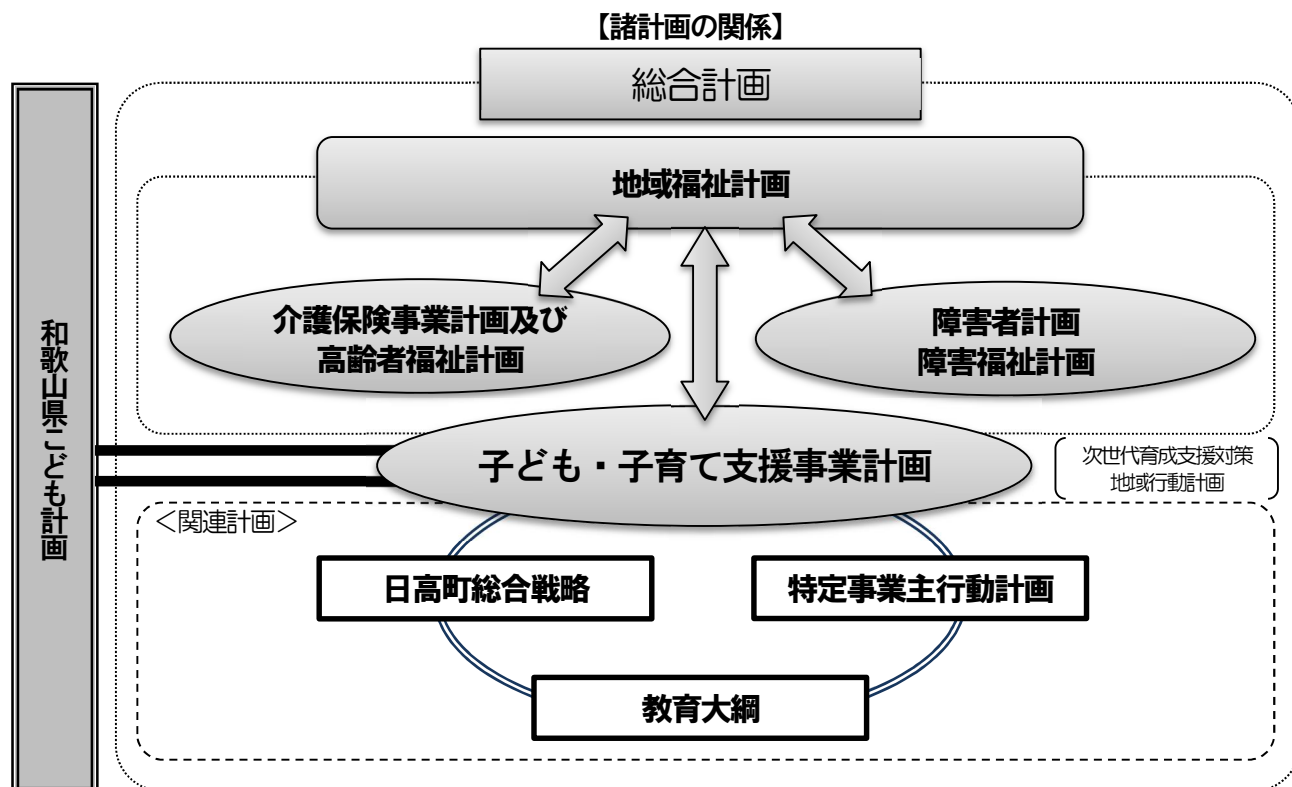
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(抜粋)】

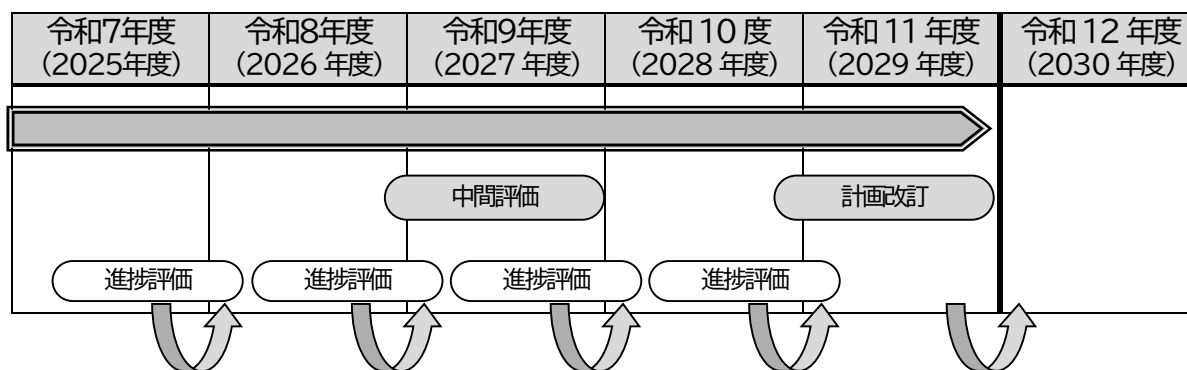
(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



3 計画の期間

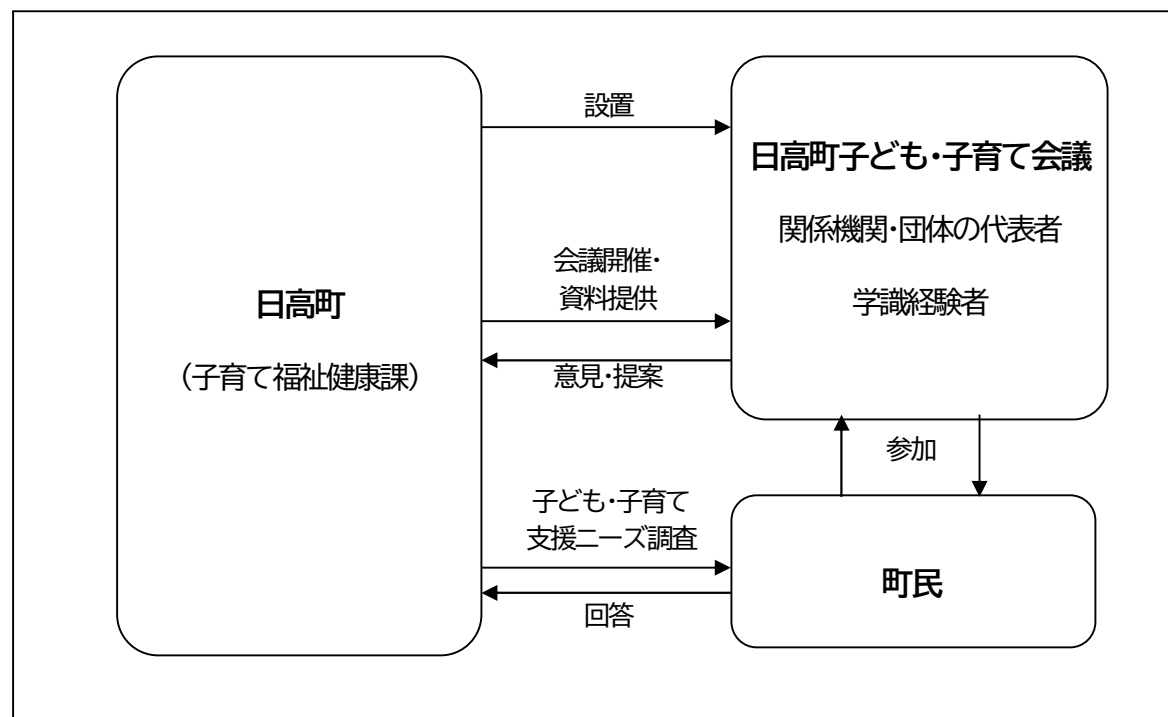
本計画は5年を一期とするものとします。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



4 策定体制

本計画の策定にあたっては、日高町子ども・子育て支援ニーズ調査により、子育て家庭の意見を収集し、「日高町子ども・子育て会議」において検討を行いました。

■計画の策定体制



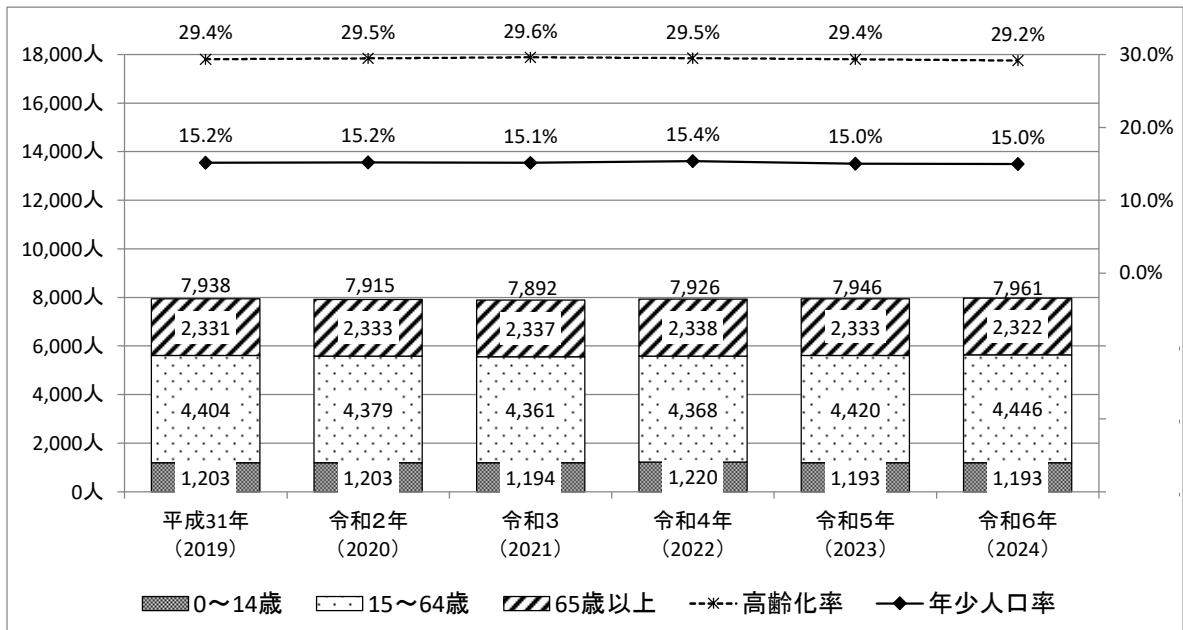
第2章 日高町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 町及び児童人口の動向

(1) 町の人口

本町の総人口は平成31年以降、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年4月1日時点では7,961人となっています。

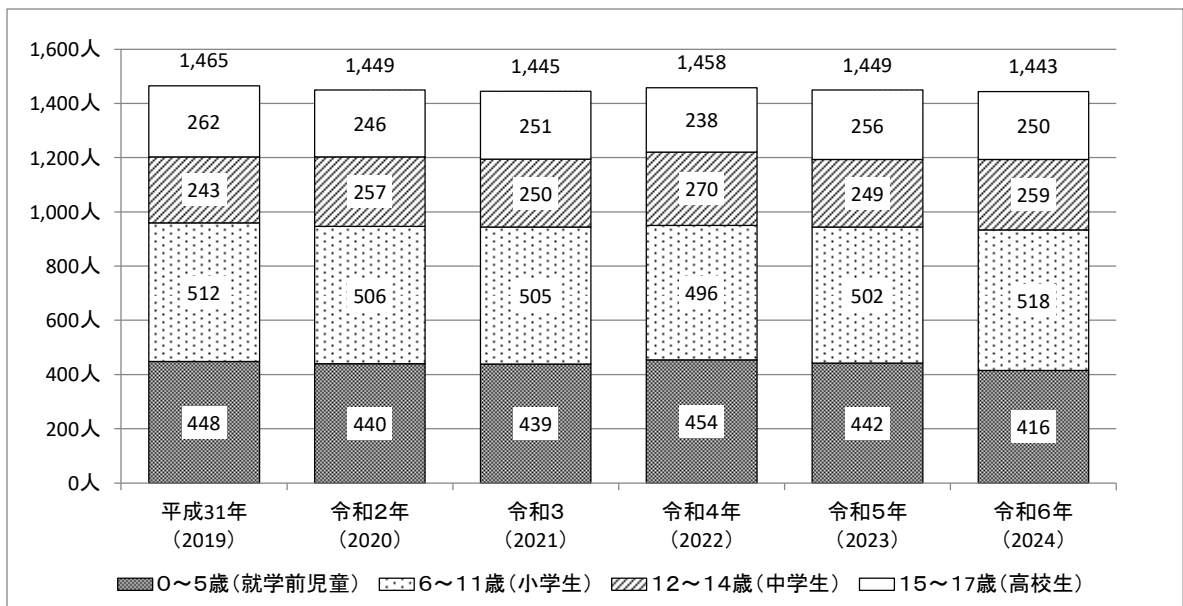
また、65歳以上の高齢化率もほぼ横ばいで推移しており、令和6年では29.2%となっています。0～14歳の年少人口もほぼ横ばいで推移しており、令和6年は15.0%となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

(2) 児童人口

18歳未満の児童人口は各年増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年では1,443人となっています。

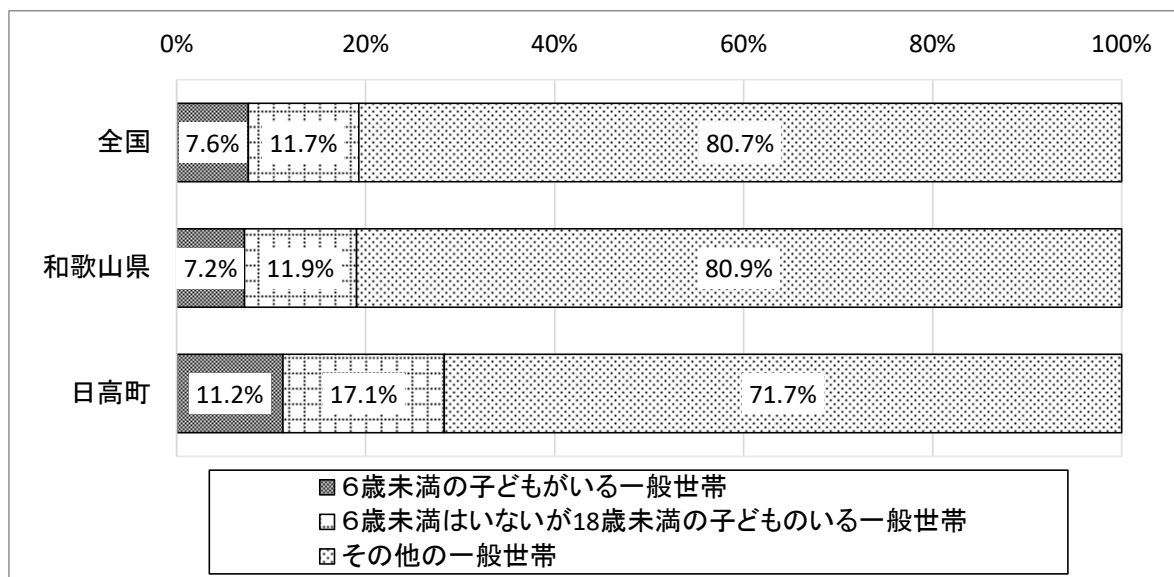


資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

(3) 世帯

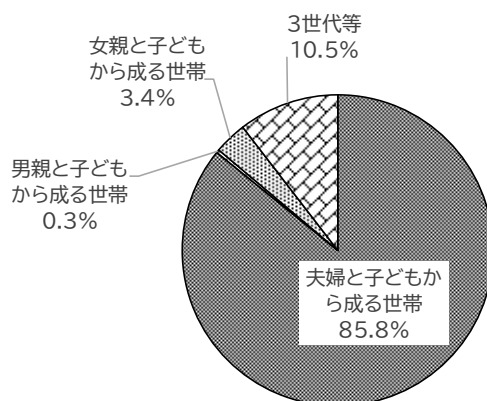
①子どものいる世帯

本町の世帯の状況を見ると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は 11.2%、6歳未満はいないが 18 歳未満の子どものいる一般世帯は 17.1%で、これらを合わせた 18 歳未満の子どものいる世帯は 28.3%となり、全国や和歌山県を上回っており、本町は子どもがいる世帯の割合が、全国・和歌山県より高くなっています。



資料:国勢調査(令和2年)

6歳未満の子ども(452人)のいる世帯は325世帯であり、うち9割が核家族となっています。



		世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯		2,892	7,509	452
	6歳未満がいる世帯	325	1,343	452
	核家族	291	1,153	411
	夫婦と子どもから成る世帯	279	1,115	393
	男親と子どもから成る世帯	1	4	3
	女親と子どもから成る世帯	11	34	15
	3世代等	34	190	41

資料:国勢調査(令和2年)

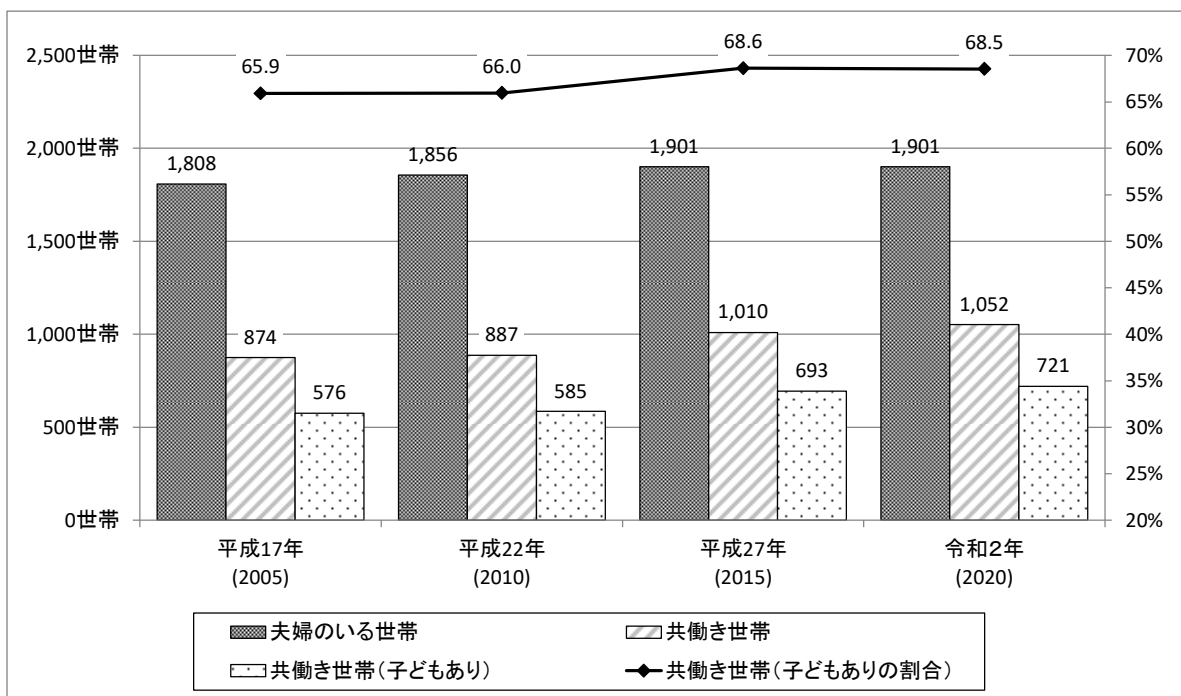
また、平成 22 年からの推移をみると、一般世帯の数は増加を続けていますが、「6 歳未満の子どもがいる世帯」は、平成 27 年で 2.1%増え、令和 2 年で 2.7%減っています。しかし、平成 27 年から令和2年にかけて、核家族数は減っていませんので、核家族率は 2.4%増え、核家族化は進んでいます。

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯	2,647	2,778	2,892
6 歳未満の子どもがいる世帯	327	334	325
内核家族	269	291	291
核家族の割合	82.2%	87.1%	89.5%

資料:国勢調査

② 共働き世帯

夫婦のいる一般世帯数は、平成 17 年から平成 27 年にかけて増加し、令和2年は横ばいとなっています。夫婦がともに就労している共働き世帯も同様に増加し、令和2年には 1,052 世帯となっています。共働き世帯のうち、子どもありの世帯も増加し、令和2年には 721 世帯となっています。共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、平成 17 年の 65.9%が、令和2年には 68.5%とやや増加しています。

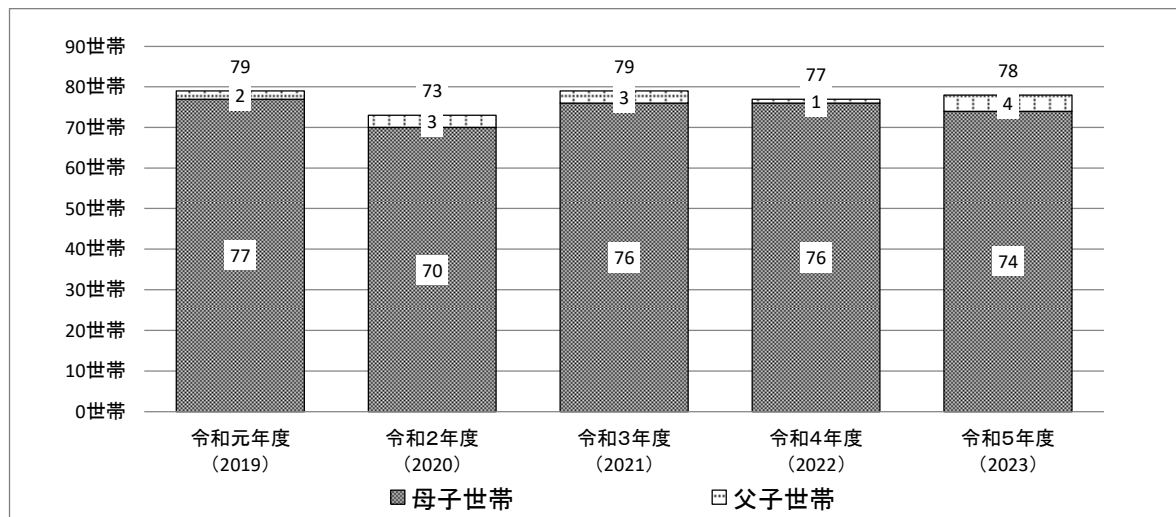


資料:国勢調査

③ひとり親世帯

ひとり親世帯は各年度で増減がありますが、おおむね80世帯前後で推移しています。

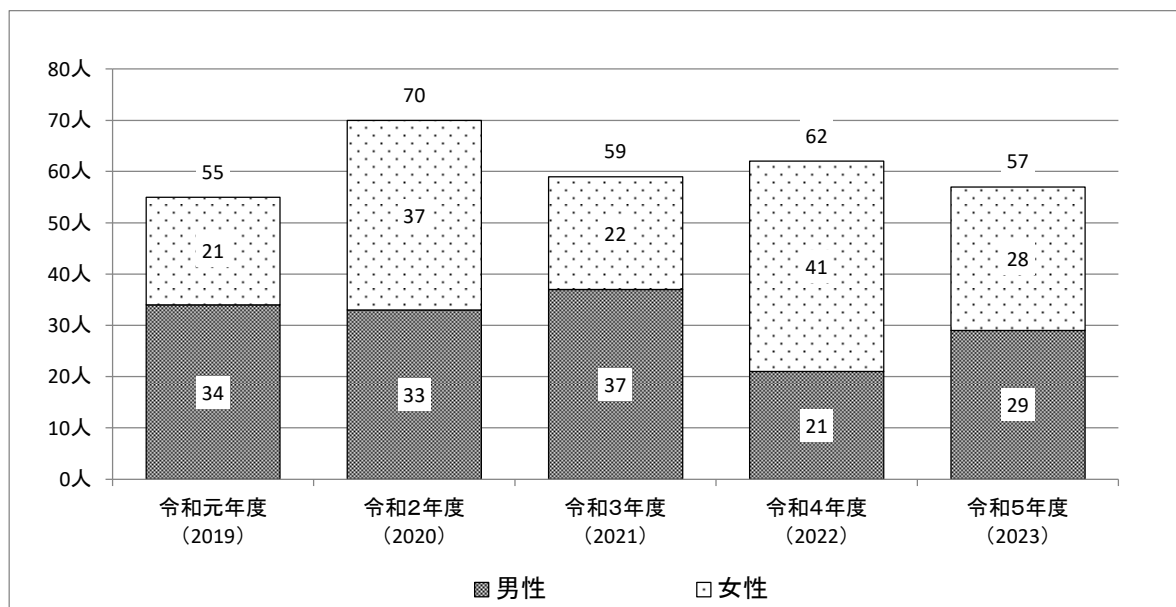
ひとり親世帯のうち母子世帯が占める割合が大きく、令和5年度では母子世帯が 95%を占めています。



資料:子育て福祉健康課

(4) 出生数

出生数は、各年で増減があり、令和5年度は男子 29 人、女子 28 人の合計 57 人になっており、前年度より5人少なくなっています。



資料:住民基本台帳(各年度3月31日時点)

2 子育て家庭と子どもの状況

(1) 子育て世帯の動向

① 子どものいる世帯の構成

18 歳未満の子どものいる世帯数は、令和2年には 819 世帯となっています。核家族の構成割合をみると、18 歳未満の子どものいる世帯では 86.6%、6歳未満の子どものいる世帯では 89.5%と、子どもの年齢が低くなると核家族の構成割合も高くなっています。

また、6 歳未満の子どものいる世帯、18 歳未満の子どものいる世帯ともに核家族の割合は増加傾向にあります。

	総数	親族	核家族	その他の家族	非親族	単独
一般世帯数	2,892	2,230	1,912	318	14	644
6歳未満の子どものいる世帯	325 100.0%	322 99.1%	291 89.5%	31 9.5%	3 0.9%	
18 歳未満の子どものいる世帯	819 100.0%	815 99.5%	709 86.6%	106 12.9%	4 0.5%	
18 歳未満の子どものいる母子・父子世帯	45	-	-	-	-	
1世帯当たり人員	2.69	3.10	2.86	4.23	3.14	

資料:国勢調査(令和2年)

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯	2,647	2,778	2,892
6 歳未満の子どものいる世帯	327	334	325
内核家族	269	291	291
核家族の割合	82.2%	87.1%	89.5%
18 歳未満の子どものいる世帯	777	819	819
内核家族	571	656	709
核家族の割合	73.5%	80.1%	86.6%
18 歳未満の子どものいる母子 父子世帯	46	43	45
1 世帯当たり人員	2.79	2.69	2.69

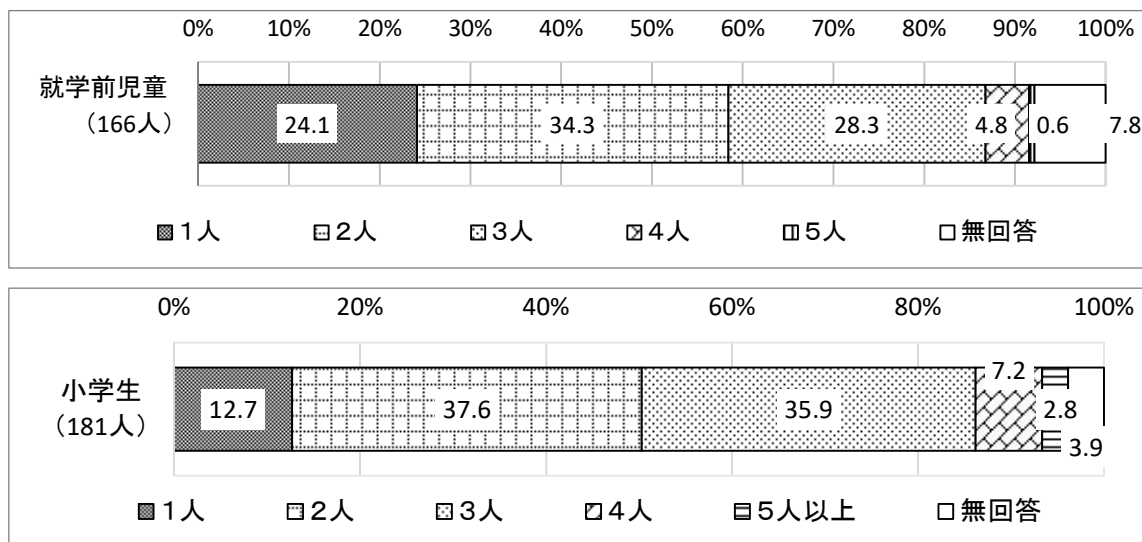
資料:国勢調査

②子どもの人数

アンケート調査で世帯の子ども数を見ると、就学前児童では「2人」が 34.3%で最も多く、ついで「3人」が 28.3%、「1人」が 24.1%となっており、1世帯当たりの子どもの数は平均 2.17 人です。

小学生では「2人」が 37.6%で最も多く、ついで「3人」が 35.9%、「1人」が 12.7%となっており、1世帯当たりの子どもの数は平均で 2.48 人です。

■世帯の子ども数



資料:アンケート調査

	就学前児童			小学生		
	2期	3期	増減	2期	3期	増減
1人	19.1%	24.1%	↑5.0%	12.9%	12.7%	↓0.2%
2人	52.2%	34.3%	↓12.9%	53.3%	37.6%	↓15.7%
3人	23.0%	28.3%	↑5.3%	26.0%	35.9%	↑9.9%
4人	2.5%	4.8%	↑2.3%	3.1%	7.2%	↑4.1%
5人以上	2.5%	0.6%	↓1.9%	2.2%	2.8%	↑0.6%
無回答	0.7%	7.8%	↑7.1%	2.5%	3.9%	↑1.4%
1世帯当たりの子どもの数	2.17人	2.17人	0.00人	2.28人	2.48人	0.20人

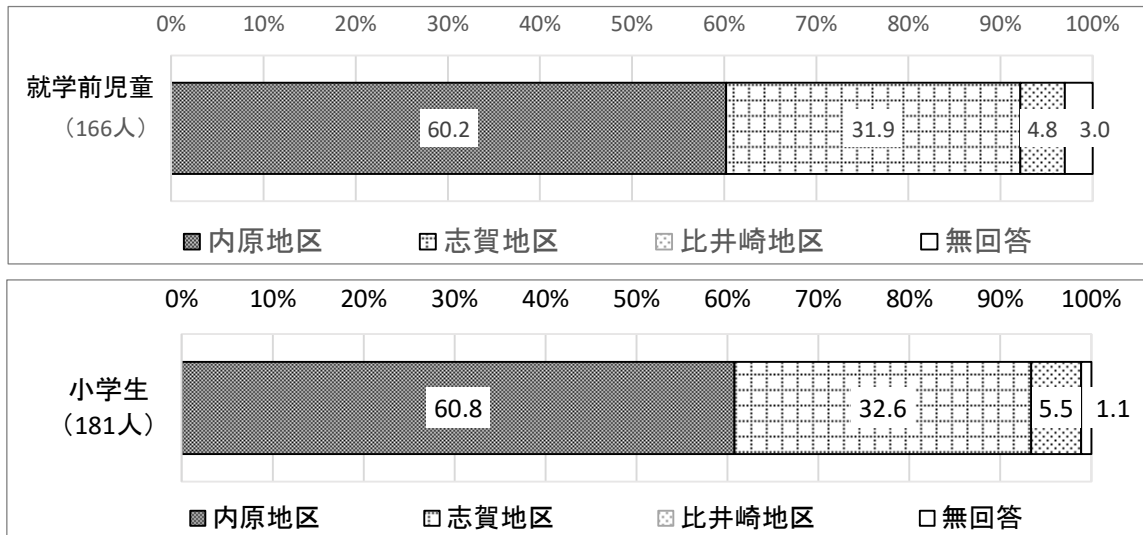
資料:アンケート調査

③ 育児支援の環境

居住地区は、就学前児童では「内原地区」が 60.2%で最も多く、ついで「志賀地区」が 31.9%、「比井崎地区」が 4.8%となっています。

小学生では「内原地区」が 60.8%で最も多く、ついで「志賀地区」が 32.6%、「比井崎地区」が 5.5%となっています。

■ 居住地区



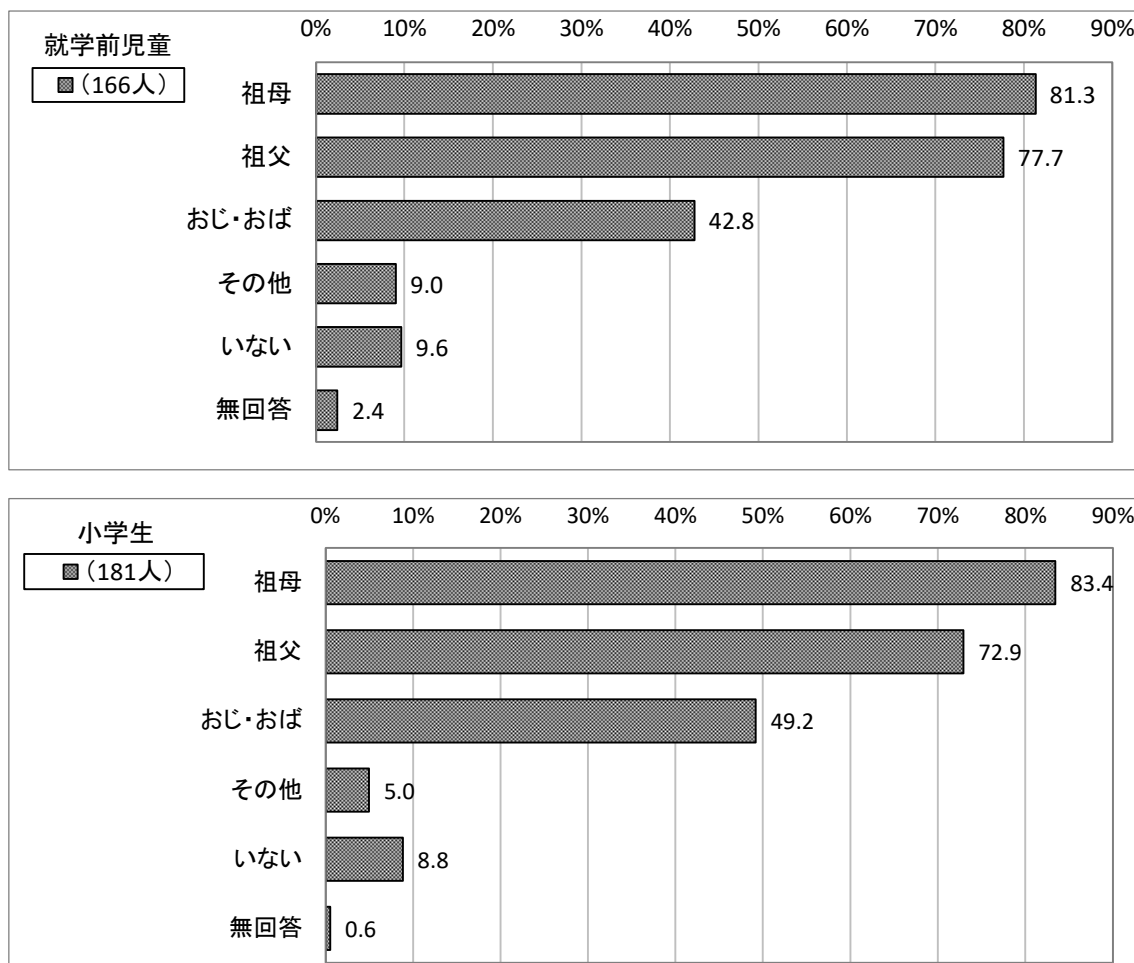
資料: アンケート調査

④ 30分以内で行き来できる親せき

概ね 30 分以内で行き来できる範囲内の祖父母や親せきの有無について、就学前児童では「祖母」が81.3%、「祖父」が77.7%と多く、「おじ・おば」が42.8%が続いています。

小学生では「祖母」が83.4%、「祖父」が72.9%と多く、「おじ・おば」が49.2%が続いています。

■30分以内で行き来できる親せき



資料: アンケート調査

	就学前児童				小学生			
	1期	2期	3期	2→3期	1期	2期	3期	2→3期
祖母	82.1%	88.1%	81.3%	↓6.8%	74.4%	81.5%	83.4%	↑1.9%
祖父	75.1%	82.0%	77.7%	↓4.3%	62.2%	69.9%	72.9%	↑3.0%
おじ・おば	49.2%	47.1%	42.8%	↓4.3%	41.7%	47.3%	49.2%	↑1.9%
その他	9.1%	6.5%	9.0%	↑2.5%	10.1%	7.5%	5.0%	↓1.5%
いない	6.4%	6.1%	9.6%	↑3.5%	11.0%	9.1%	8.8%	↓0.3%
無回答	1.2%	0.7%	2.4%	↑1.7%	2.1%	1.3%	0.5%	↓0.8%

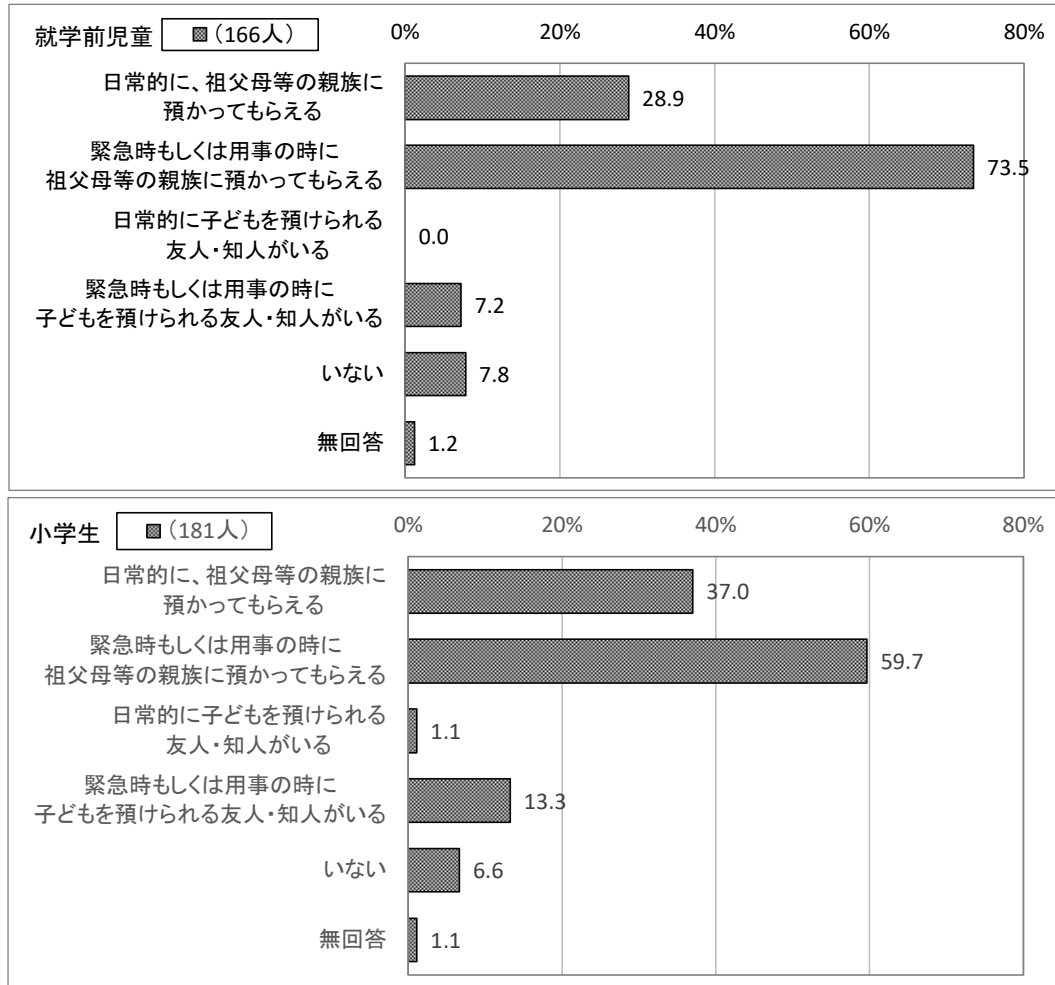
資料: アンケート調査

⑤日頃子どもを預かってもらえる親族・知人

日頃子どもを預かってもらえる人が身近に「いない」という回答は、就学前児童の世帯で 7.8%、小学生は 6.6%で、それ以外は祖父母等や友人・知人に預けられる状況であることがうかがえます。なかでも、「緊急時等は祖父母等に預かってもらえる」世帯が多く、就学前児童で 73.5%、小学生で 59.7%となっています。

前計画時との比較では、小学生の「緊急時等に預かってもらえる友人・知人がいる」は前計画時から 3.3%減っており、就学前児童でも 3.6%減っています。

■日頃子どもを預かってもらえる親族・知人



	就学前児童				小学生			
	1期	2期	3期	2→3期	1期	2期	3期	2→3期
日常的に祖父母	39.2%	38.8%	28.9%	↓9.9%	44.9%	45.5%	37.0%	↓8.5%
緊急時に祖父母	63.8%	60.4%	73.5%	↑13.1%	51.5%	53.6%	59.7%	↑6.1%
日常的に友人・知人	4.0%	1.8%	0.0%	↓1.8%	5.4%	4.1%	1.1%	↓3.0%
緊急時に友人・知人	10.3%	10.8%	7.2%	↓3.6%	21.4%	16.6%	13.3%	↓3.3%
いない	5.2%	4.3%	7.8%	↑3.5%	6.0%	6.3%	6.6%	↑0.3%
無回答	1.2%	3.2%	1.2%	↓2.0%	2.1%	1.6%	1.1%	↓0.5%

資料:アンケート調査

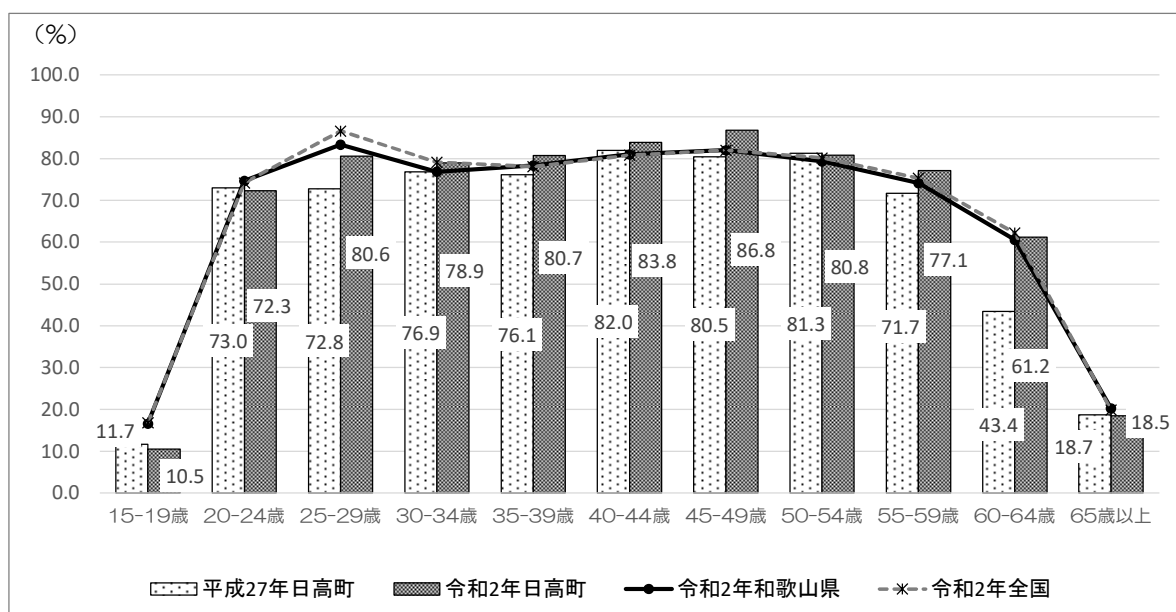
(2) 母親の就労状況

① 女性の労働力率

女性の労働力率(15 歳以上人口に占める労働力人口の割合)を年代別にみると、令和2年は、15～19 歳、20-24 歳、50～54 歳、65 歳以上では平成 27 年に比べ低くなっています。

また、平成27年の全国との比較では、20～24 歳、30～34 歳で日高町の方が上回っていましたが、令和 2 年の全国との比較では 15～34 歳の各区分で低くなっており、比較的若い年代での労働力が減少傾向であるともいえます。

■女性の労働力率



単位:%

	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上
平成 27 年 日高町	11.7	73.0	72.8	76.9	76.1	82.0	80.5	81.3	71.7	43.4	18.7
令和2年 日高町	10.5	72.3	80.6	78.9	80.7	83.8	86.8	80.8	77.1	61.2	18.5
令和2年 和歌山県	16.6	74.7	83.3	76.8	78.3	81.0	82.0	79.3	74.1	60.6	20.2
令和2年 全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9

資料:国勢調査

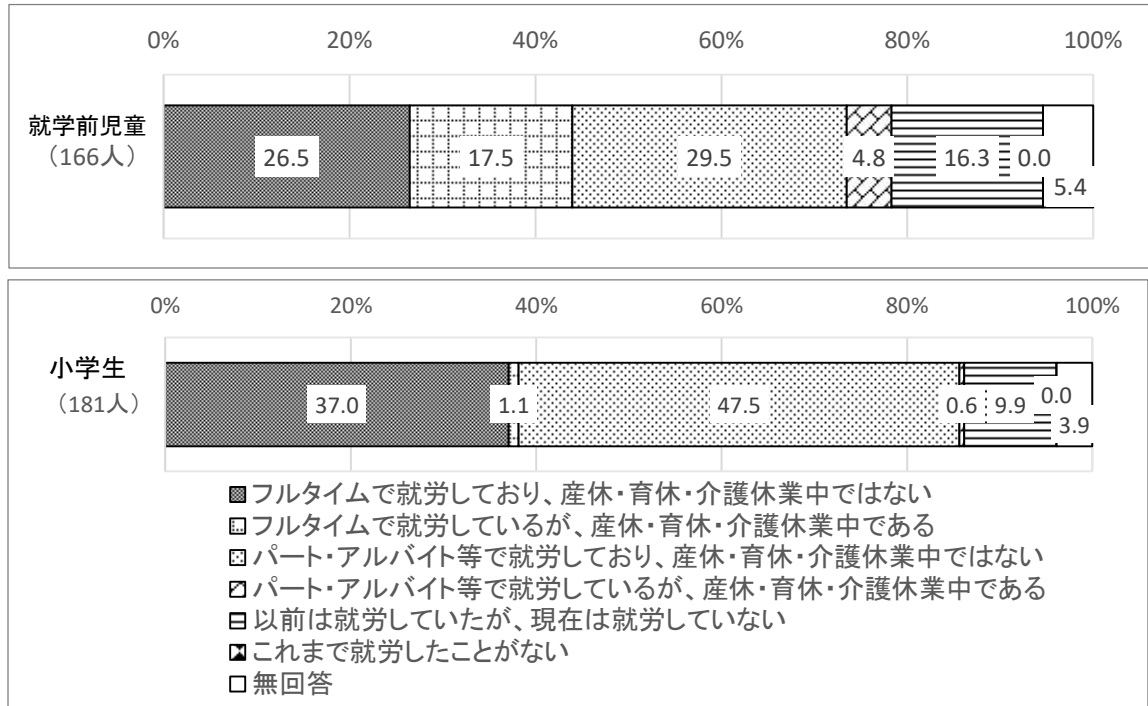
②母親の就業状況

アンケート調査をみると、就学前児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.5%で最も多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.5%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が17.5%が続いています。

小学生では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が47.5%で最も多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が9.9%が続いています。

前計画時との比較では、就学前児童・小学生ともに、フルタイムでの就業が増え、パート・アルバイトでの就労が減っています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が就学前児童では16.3%ですが、小学生では9.9%に減少し、子どもが小学生になって就労を再開していることが読み取れます。

■母親の就業状況



	就学前児童				小学生			
	1期	2期	3期	2→3期	1期	2期	3期	2→3期
フルタイム	18.5%	16.2%	26.5%	↑10.3%	24.4%	31.7%	37.0%	↑5.3%
フルタイムで育休中	6.4%	15.1%	17.5%	↑2.4%	0.9%	1.6%	1.1%	↓0.5%
パート・アルバイト	36.5%	37.8%	29.5%	↓8.3%	48.5%	49.8%	47.5%	↓2.3%
パート・アルバイトで育休中	1.2%	2.5%	4.8%	↑2.3%	1.5%	0.6%	0.6%	±0.0%
以前は就労していた	31.9%	21.2%	16.3%	↓4.9%	17.0%	9.7%	9.9%	↑0.2%
就労したことがない	1.5%	2.5%	0.0%	↓2.5%	3.0%	1.6%	0.0%	↓1.6%
無回答	4.0%	4.7%	5.4%	↑0.7%	4.8%	5.0%	3.9%	↓1.1%

資料:アンケート調査

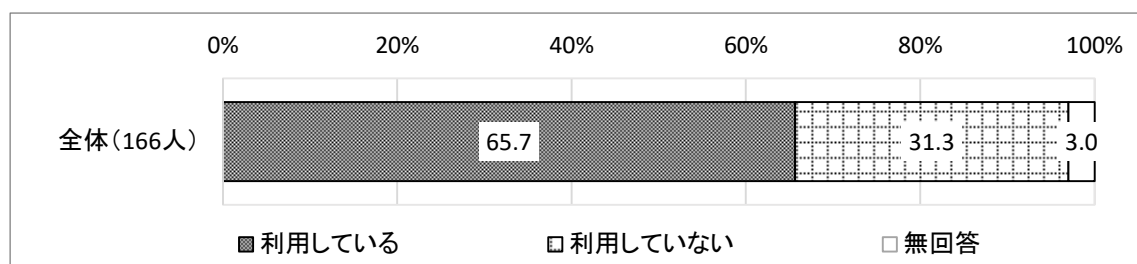
(3) 定期的な教育・保育事業の利用（就学前児童）

① 利用状況

定期的な教育・保育事業を現在「利用している」のは 65.7%となっています。前計画時との比較では、「利用している」が減っており、「利用していない」が増えています。

利用先では、「認可保育所」が 79.8%で特に多くなっています。

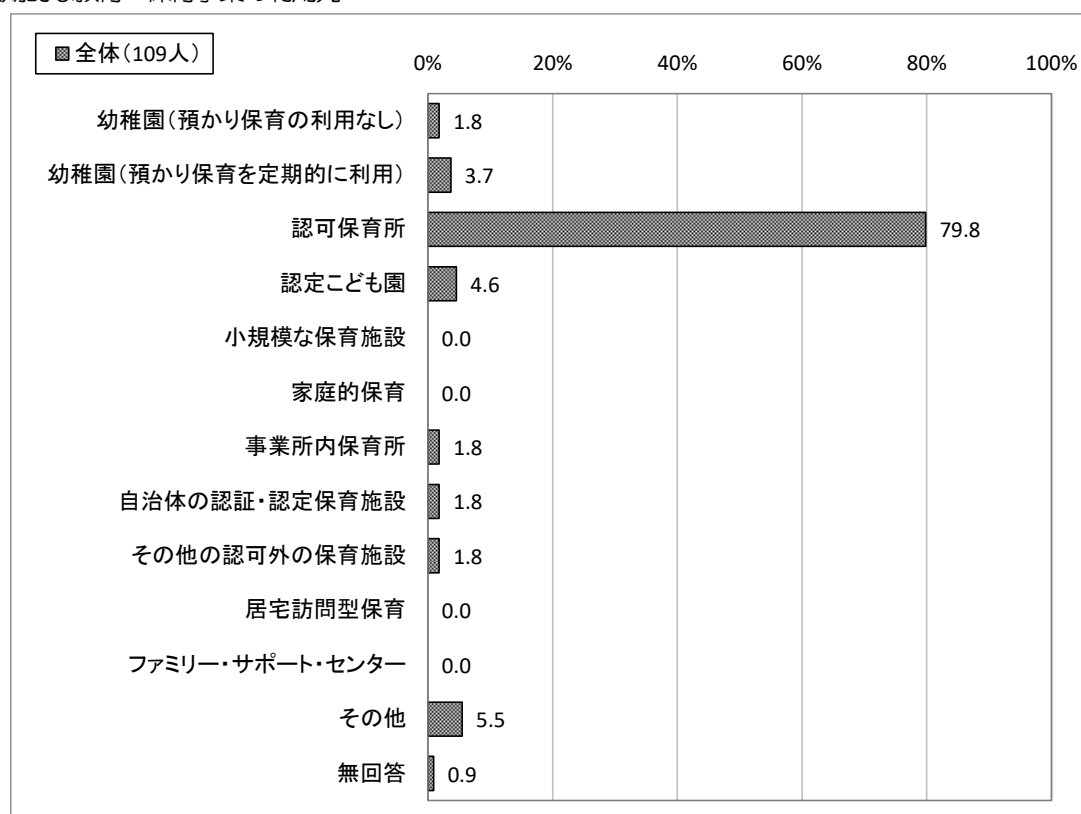
■定期的な教育・保育事業の利用状況



	就学前児童			
	1期	2期	3期	2→3期
利用している	65.7%	72.3%	65.7%	↓6.6%
利用していない	33.4%	26.6%	31.3%	↑4.7%
無回答	0.9%	1.1%	3.0%	↑1.9%

資料:アンケート調査

■定期的な教育・保育事業の利用先



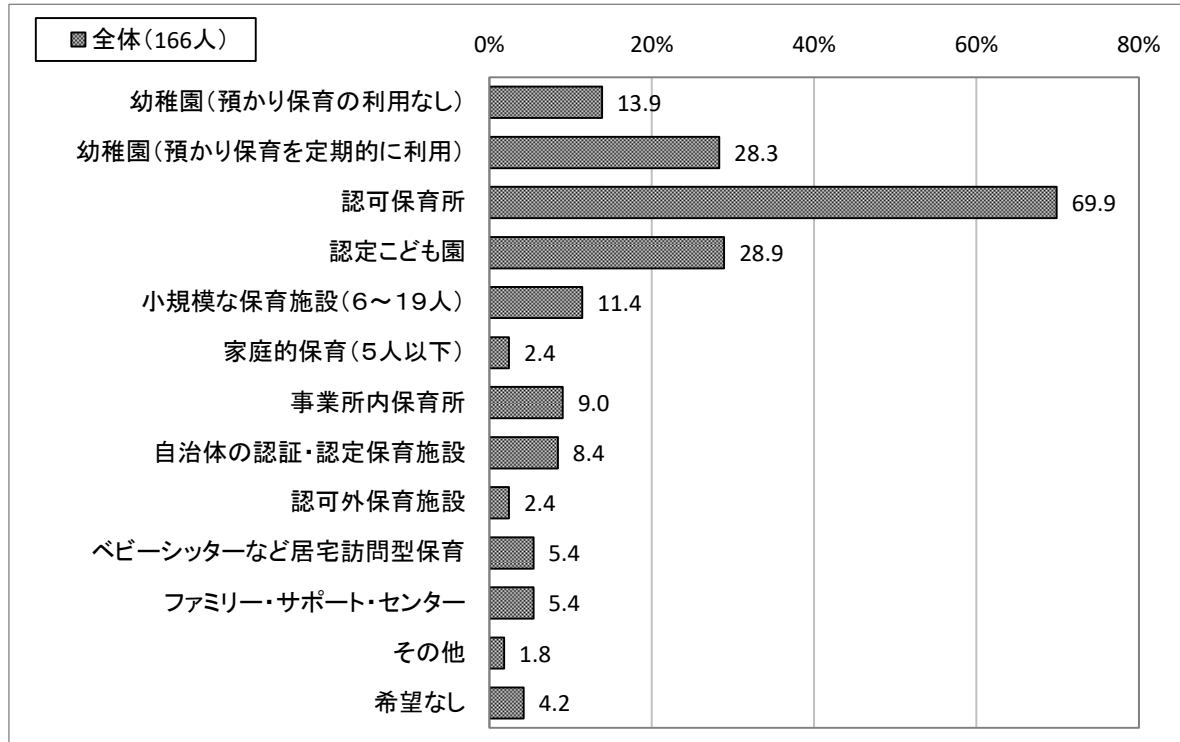
資料:アンケート調査

②今後定期的に利用したい教育・保育事業

今後、定期的に利用したい事業では、「認可保育所」が 69.9%で最も多く、「認定こども園」が 28.9%、「幼稚園(預かり保育を定期的に利用)」が 28.3%で続いています。

前計画時との比較では、幼稚園、保育所・こども園が引き続き増加しています。

■今後定期的に利用したい教育・保育事業



	今後利用したい事業			
	1期	2期	3期	2→3期
幼稚園	26.5%	32.1%	42.2%	↑10.1%
保育所 こども園	91.8%	95.7%	98.8%	↑3.1%
ベビーシッター	2.7%	3.6%	5.4%	↑1.8%
ファミサポ	4.6%	9.0%	5.4%	↓3.6%

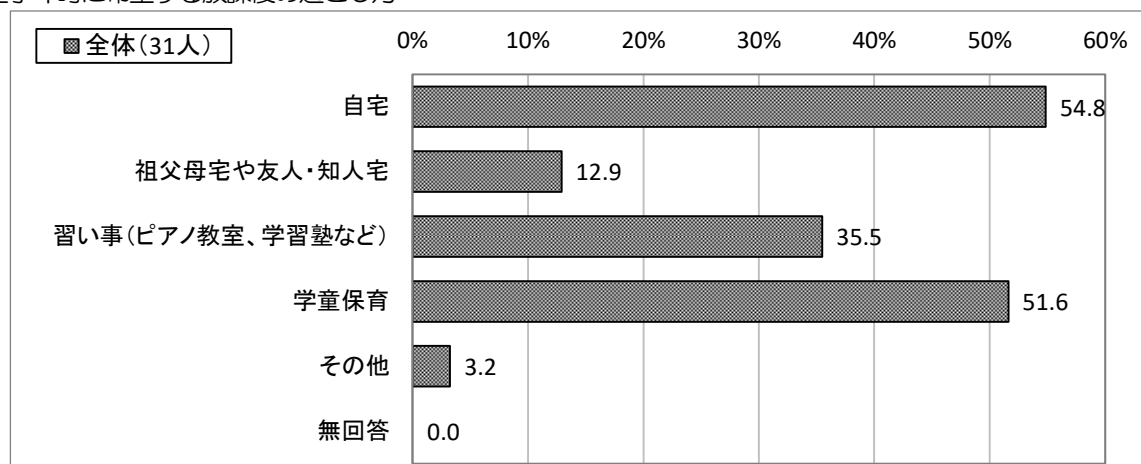
資料:アンケート調査

(4) 低学年時に希望する放課後の過ごし方（就学前児童）

小学校就学後の放課後の過ごし方としては、「自宅」が54.8%で最も多く、「学童保育」が51.6%、「習い事」が35.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が12.9%が続いています。

希望する週当たり日数の平均は「自宅」が3.6日、「学童保育」が4.8日、「習い事」が1.6日、「祖父母宅や友人・知人宅」が1.3日、「その他」が3.0日となっています。また「学童保育」の希望終了時間の平均は17時台となっています。

■低学年時に希望する放課後の過ごし方



資料:アンケート調査

3 母子保健の状況

(1) 妊娠届出状況

妊娠届出数は、令和元年から令和2年にかけて 21 人減少していますが、平成 30 年 51 人、平成 29 年 55 人であることから、令和元年が突出した数値となっています。令和元年以外は 50 人台で推移しており、令和5年では 58 人となっています。

単位:人

年度	妊娠届出数	届 出 時 週 数			
		満 11 週 以内	満 12 ~19 週	満 20 ~27 週	満 28 週 以上
令和元年	73	70	3	0	0
令和2年	52	51	1	0	0
令和3年	54	54	0	0	0
令和4年	56	55	1	0	0
令和5年	58	57	1	0	0

資料:子育て福祉健康課

(2) 乳幼児健診実施状況（実人数）

乳幼児健診実施数は、令和元年以降 250 人~290 人で推移しており、令和5年では 266 人となっています。

単位:人

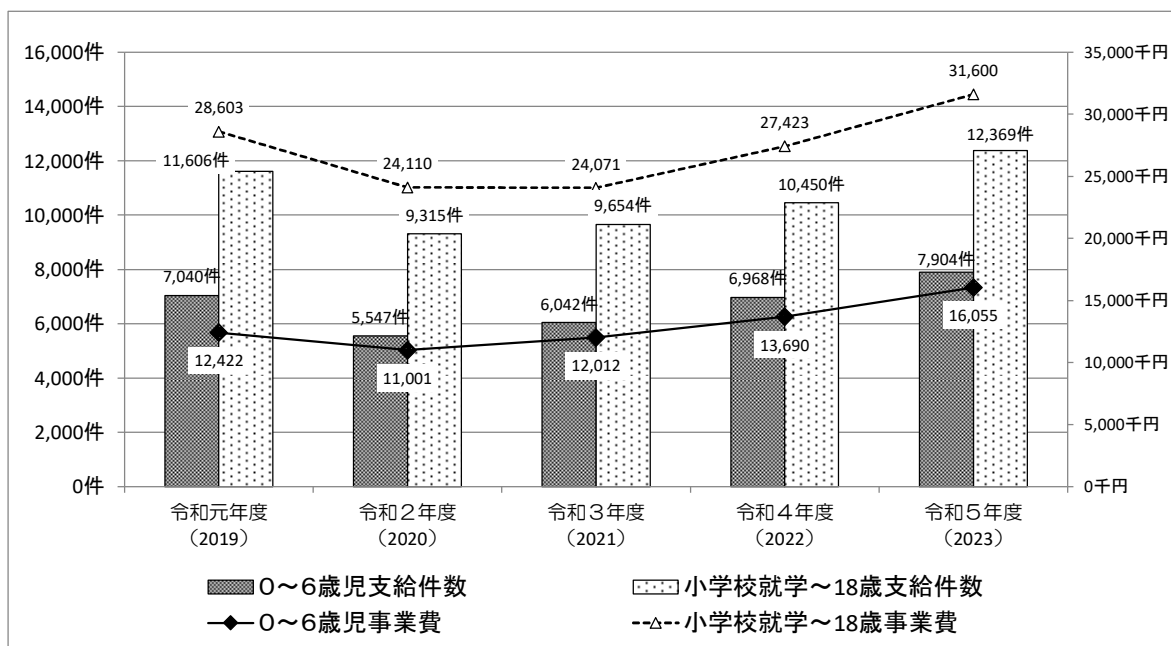
年度	健診実施数	乳幼児年齢			
		4 か月児	10 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳児
令和元年	257	60	59	65	73
令和2年	287	78	56	67	86
令和3年	265	61	71	71	62
令和4年	276	59	68	67	82
令和5年	266	59	65	68	74

資料:子育て福祉健康課

(3) 乳幼児・子ども医療

0～6 歳児(乳幼児医療)、小学校就学～18 歳(子ども医療)の支給件数はともに令和元年度から令和2年度にかけて新型コロナウイルス感染症の感染防止のための受診控えなどにより減少しましたが、以降増加傾向にあり、令和5年度では、0～6 歳児(乳幼児医療)支給件数 7,904 件、小学校就学～18 歳(子ども医療)の支給件数は 12,369 件となっています。

事業費についても支給件数と同様の推移となっており、令和5年度では、乳幼児医療は 16,055 千円、子ども医療では 31,600 千円となっています。



資料:子育て福祉健康課

4 児童・生徒数の状況

(1) 保育所利用者数

比井保育所は利用者の減少により、令和2年度に休園、令和3年度末に廃園となっています。志賀保育所の利用者が増加しており、弾力的運用により定員を超える児童を受け入れています。

単位：人

		定員	利用者			保育士等		
			2号	3号	計	保育士	調理師	計
令和元年度	内原	120	100	17	117	12	4	16
	志賀	150	101	45	146	19	3	22
	比井	45	7	0	7	3	1	4
	広域入所		18	26	44			
令和2年度	内原	120	97	18	115	15	4	19
	志賀	150	89	67	156	25	4	29
	広域入所		21	22	43			
令和3年度	内原	120	98	15	113	15	3	18
	志賀	150	99	51	150	27	5	32
	広域入所		24	27	51			
令和4年度	内原	120	94	12	106	15	3	18
	志賀	150	103	62	165	27	4	31
	広域入所		25	30	55			
令和5年度	内原	120	80	14	94	18	3	21
	志賀	150	111	57	168	32	5	37
	広域入所		25	34	59			

資料：子育て福祉健康課(各年度3月1日時点)

(2) 幼稚園利用者数

町内に幼稚園は未設置です。各年度 20 人前後で推移していますが、令和5年度は1号認定が2人、2号認定が11人、合計13人となっています。

単位：人

	令和元年度		計	令和2年度		計	令和3年度		計	令和4年度		計	令和5年度		計
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
5歳児	2	2	4	2	3	5	0	4	4	1	7	8	0	1	1
4歳児	3	3	6	0	5	5	3	4	7	0	1	1	0	5	5
3歳児	1	5	6	5	1	6	0	1	1	0	5	5	0	4	4
満3歳児	4	1	5	0	2	2	3	0	3	3	0	3	2	1	3
合 計	10	11	21	7	11	18	6	9	15	4	13	17	2	11	13

資料：教育課

(3) 小中学校の学籍状況

小学校の児童数、中学校の生徒数ともにほぼ横ばいで推移しています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	506	502	500	487	494	501
内原小学校	297	296	308	299	310	316
志賀小学校	169	174	192	188	184	185
比井小学校	40	32				
中学校	222	232	228	250	229	238
日高中学校	222	232	228	250	229	238
学校数	4校	4校	3校	3校	3校	3校
児童数	728	734	728	737	723	739

資料：教育課

(4) 学童保育の利用者数

内原小学校第1学童 60 人、内原小学校第3学童 40 人、志賀小学校第2学童 40 人の定員は、令和元年度以降変わっていませんが、令和4年度以降、内原小学校第1学童の利用申請者数が伸びています。保留通知者は出ていません。

単位：人

年度	対象小学校	定員	申請者数	決定者数	保留通知者数
令和元年度	内原 第1学童	60	50	50	0
	内原 第3学童	40	48	48	0
	志賀 第2学童	40	58	58	0
令和2年度	内原 第1学童	60	53	53	0
	内原 第3学童	40	24	24	0
	志賀 第2学童	40	57	57	0
令和3年度	内原 第1学童	60	50	50	0
	内原 第3学童	40	27	27	0
	志賀 第2学童	40	52	52	0
令和4年度	内原 第1学童	60	44	44	0
	内原 第3学童	40	28	28	0
	志賀 第2学童	40	53	53	0
令和5年度	内原 第1学童	60	55	55	0
	内原 第3学童	40	32	32	0
	志賀 第2学童	40	47	47	0
令和6年度	内原 第1学童	60	77	77	0
	内原 第3学童	40	43	43	0
	志賀 第2学童	40	56	56	0

資料：教育課

※比井小学校は令和3年3月31日閉校

(5) 障害児の状況

障害者手帳の所持者数をみると、身体障害者手帳所持者は約 300 人、療育手帳所持者は70人前後で推移していますが、精神障害者は増加傾向にあり、令和5年度では 71 人になっています。

単位：人

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者
令和元年度	322	70	49
令和2年度	327	71	47
令和3年度	302	64	49
令和4年度	304	68	65
令和5年度	298	75	71

資料：子育て福祉健康課

5 第二期計画の振り返り

■基本目標1 子どものための子育て支援の輪づくり

令和元年10月には、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的に、子育て世代包括支援センターを設置しました。さらに、令和4年4月には、児童虐待防止の相談支援体制の強化の為、子ども家庭相談支援拠点を設置しました。令和6年10月には、この支援センターと支援拠点を統合し、全ての妊産婦、子ども、子育て世帯への一体的な相談支援を行うことを目的とした、こども家庭センターを子育て福祉健康課内に設置しています。

また、子育て広場や乳幼児健診時に情報提供を行う他、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭相談支援拠点で随時相談を受け、令和6年度からは子ども家庭センターで相談を随時受けています。伴走型相談支援では妊娠届出時、妊娠9か月、こんにちは赤ちゃん事業時に、全対象者に対し、面接、電話連絡、家庭訪問により情報提供と相談支援を行っています。

子育て広場は子育て支援センターとの共催により、相談体制は充実してきており、さらに、健診後のフォローの場としても実施しています。今後に向けては、引き続き関係職種と連携し、相談支援体制、フォロー体制の充実に努めます。

■基本目標2 生きる力を育む学習環境づくり

思春期体験学習では、乳児とのふれあいを通して、生命の尊さや愛、父性母性の育成を図るため、中学3年生を対象に、乳児とのふれあいだっこ体験、離乳食試食、妊婦体験、たばこの害や中学生の食事について等の内容を取り入れています。参加した生徒と乳児の保護者にアンケートを行い内容の見直しを行っています。青少年自然体験事業では、子ども達に自然の中で遊ぶ楽しさ自然のすばらしさを体験させ、自ら考える力や豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を図りました。

今後に向けては、現状の取組みを継続していくとともに、アンケート等の実施により、活動内容の見直しも行っていきます。また、学校開放においては、引き続き体育・文化の振興において各学校の屋内運動場、屋外運動場を開放します。

■基本目標3 子どもの成長に寄りそう親子の健康支援

妊娠から出産までの不安を軽減するために、伴走型の相談支援を行うとともに、妊婦健診と妊婦医療費助成により、妊婦を支援しています。

また出生届出時には、事故予防ガイドブック、子ども救急相談ダイヤルを紹介し、乳

児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）時には小児救急体制（和歌山県救急医療情報センター、和歌山北部小児救急医療ネットワーク）についての情報提供を行っています。さらに、乳幼児の事故予防として、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診時に安全チェックリストと事故予防リーフレットを使って保護者への指導を行っています。

今後に向けては、現状の取組みを継続していくとともに、支援体制の充実に努めていきます。

■基本目標4 親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり

親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくりとして、公共施設や道路など生活環境対策をはじめ、地域での安心活動・安全対策を推進してきました。交通安全対策では、保育所において、年1回、警察署員による交通指導を実施し、小中学校においても、年1回、警察署員・町交通指導員の協力を得て、交通安全についての知識を指導してもらうため、交通安全教室を実施しています。通学路の安全については、危険性がある箇所（道路等）を関係各課の協力を得て整備をし、安全確保に努めています。

また、人権意識の高揚を図るため、人権尊重推進委員会、教育機関、各種団体などとの連携を強化し、学校教育や生涯学習、職場などのあらゆる機会や場を活用し啓発活動など意識高揚に努めています。

今後に向けては、関係団体と連携をとりながら、子どもの見守り活動を引き続き実施していきます。また、引き続きこども家庭センターが中心となって、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの利用案内による支援を行っていきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)では、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設され、これら2事業及び産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)が令和6年4月より施行され、児童発達支援センターの役割・機能の強化等が規定されました。

これらの改正を踏まえて、本計画においては、第二期計画の理念を継承し、長期総合計画の将来像である『笑顔で健康に暮らせるまち 海と緑に包まれた 快適空間・ひだか』を実現するため、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指した、以下の基本理念を掲げるものとします。

次世代をみんなで育てる ひだか

(2) 基本目標

「次世代育成支援対策推進法」が令和6年5月に改正され、法律の有効期限が令和17年3月31日まで10年間延長されました。「子ども・子育て支援新制度」において取組むべき内容を踏まえ、これまで次世代育成支援行動計画として取組んできた子どもや子育て家庭に対する取組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

■課題

今後の子ども・子育て支援の課題をみると、前期計画同様に以下の大きく4点の課題が考えられます。引き続き、こども家庭センターによって、相談体制の充実や拠点としての役割を担うことが期待されます。

また、子育てと仕事を両立させるための放課後児童クラブ等の支援活動や地域子ども・子育て支援事業などの子育てに関する情報を、必要な人に届ける情報提供のあり方が課題となります。

地区ごとに異なる児童数への対応
地域子育て支援センター等の拠点活動の活性化
放課後児童クラブ等による就業支援
子育てに関する情報提供の検討

大きな枠組みについては、基本的には前期計画の枠組みを踏襲しつつ、「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」というこども大綱の方針を踏まえ、基本目標を以下のように設定します。

■基本目標

基本目標1：妊娠期から学童期までの親子の健康支援

基本目標2：子どもの健やかな成長の支援

基本目標3：親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり

基本目標4：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

(3) 基本視点

計画を推進していく視点として、前期計画の考え方を踏襲し、以下の5つの視点を重視していきます。

■基本視点① 子どもの視点

すべての場面で子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権そして利益が最大限に尊重されることが最も重要なことです。そして、子どもの成長にあった視点を基本とします。また、子どもの目線で課題をとらえ、適切な対応に努めます。

■基本視点② 次代の親づくりの視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成して、自立して家庭をもつことに留意し、子どもの健やかな育ち支援の視点を重視します。

■基本視点③ 地域で応援する視点

次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、町だけでなく企業や地域全体が協力して取り組むべき共通の課題として協働で取り組み、地域の様々な資源の有効活用を基本とします。

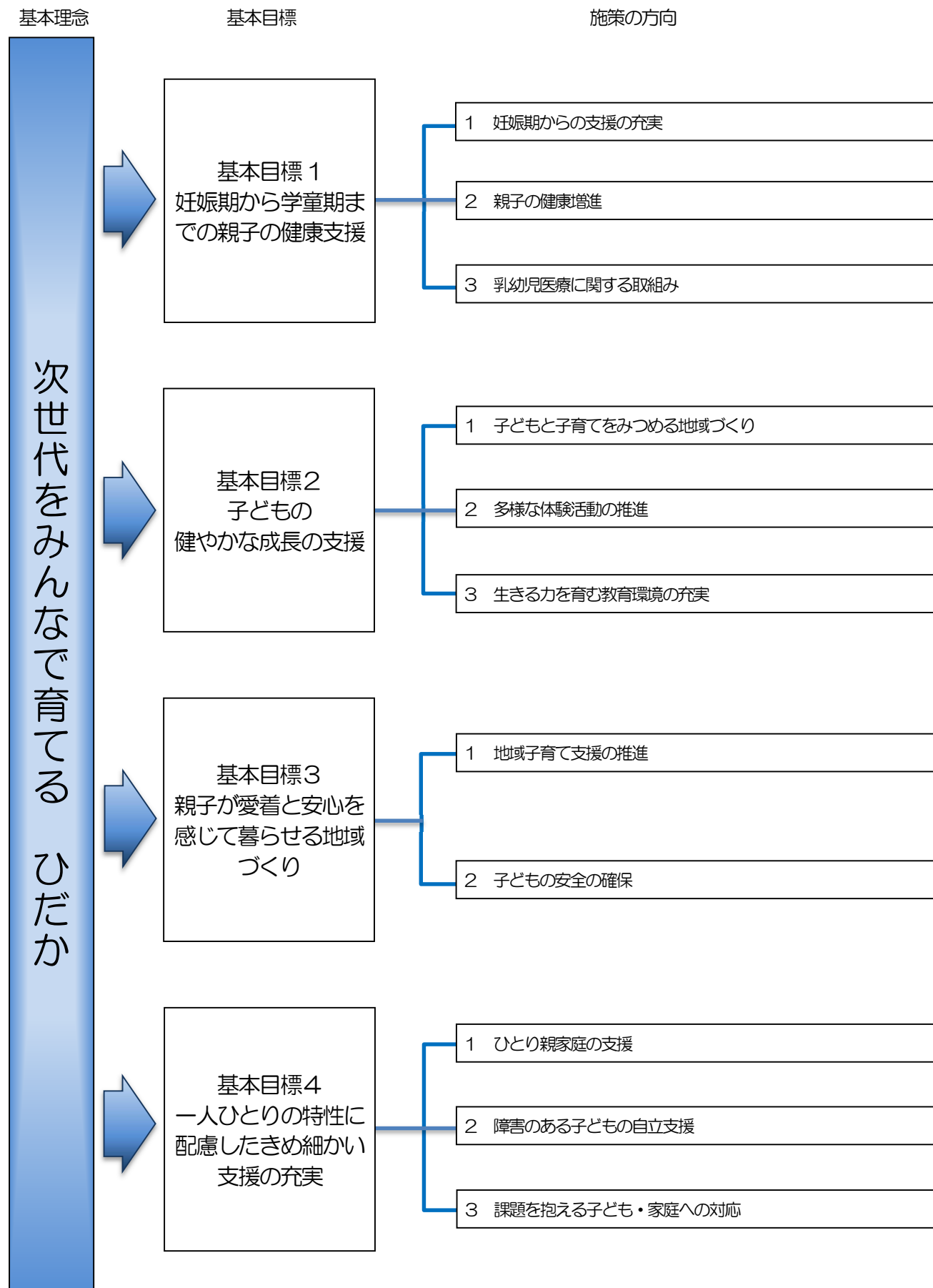
■基本視点④ すべての子どもと子育て家庭の支援の視点

親が子育てに孤立することを防ぐことは、親子にとって重要なことです。問題を抱える家庭が増える傾向のなか、広くすべての子どもと家庭への支援の視点で推進します。

■基本視点⑤ サービスの質の視点

子育て家庭の実態や子育て支援サービス利用者のニーズの多様化に配慮し、利用者の視点に立った柔軟で総合的な取り組みが求められます。このような取り組みにより、サービスの質が向上し、利用者の満足度が高まるように推進します。

2 施策の体系



施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標1 妊娠期から学童期までの親子の健康支援

子どもが日々成長していくだけでなく、子どもを育てる親も子どもと一緒に成長していきます。子どもと過ごす日々を充実したものとするためには、親と子どもが心身ともに健康であることが重要です。そのため、乳幼児から学童期まで、子どもの成長に寄りそった心身の健康推進を図り、不安や悩みを軽減し、充実した子育てとなる支援を行っていきます。

1 妊娠期からの支援の充実

妊娠から出産までの不安を軽減するために、伴走型の相談支援を行うとともに、妊婦健診と妊婦医療費助成により、妊婦を支援しています。

母子に関する各種健診事業は高い受診率を保持しており、一人ひとり異なる子どもの発達・成長を把握できるように努めています。母子健康手帳の交付をきっかけに、妊娠期から出産、出産後の訪問指導、乳幼児健診へと切れ目のない子どもの健やかな発育と子育て支援を目指して保健事業を展開します。

1 母子健康手帳の交付	
施策の内容	妊娠、出産、乳幼児期から就学まで一貫した健康手帳として妊娠届出時に交付するとともに、町独自の母子手帳アプリも紹介している。 また、妊娠届出時に保健師等が面接し、妊婦アンケートをもとに相談を行い、妊婦の既往歴、妊娠時の状況、妊娠に対する気持ち、家庭環境等を把握し、必要時フォローにつなげている。
今後の方向性	今後も継続して実施し、関係機関との連携により、妊娠期からの切れ目ない支援体制づくりに努める。
担当課	子育て福祉健康課

2 妊婦健康診査	
施策の内容	妊娠中の異常を早期に発見し、適切な援助を講じ、母子の健康増進を図るために実施している。医療機関委託にて14回分（22枚）の受診票を母子健康手帳交付時に発行している。 また、妊婦健診で支払った自己負担分を、出産後に償還払いしている（上限1万円）。 転入者には、妊娠週数に応じて受診票を交付している。
今後の方向性	関係機関との連携により、要支援妊婦等の把握、妊娠期からの支援体制づくりを行う。
担当課	子育て福祉健康課

3 産婦健康診査	
施策の内容	出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体機能の回復や精神状態を把握するために、令和2年度から実施している。妊娠届出時に受診票を交付し、産後2～4週前後に実施している。
今後の方向性	今後も継続して実施し、支援が必要な産婦への支援体制の充実に努める。 令和7年度からは健診の回数を1回から2回に増やし、より丁寧に支援していく。
担当課	子育て福祉健康課

4 妊産婦訪問指導	
施策の内容	健やかな子どもを生み育てる母親の健康増進、不安の軽減を図るために助産師・保健師が訪問している。訪問指導により、生活状況の把握、対象妊産婦の不安の軽減、健康の保持増進につながっていると推測できる。
今後の方向性	今後も継続して実施し、妊娠中からの切れ目のない支援体制づくりに努める。
担当課	子育て福祉健康課

5 一般不妊治療費助成	
施策の内容	不妊・不育に悩む夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、一般不妊治療に要する費用の一部を助成している。助成額は、医療保険適用分の自己負担のうち、年間上限10万円（2年間20万円）。
今後の方向性	引き続き、経済的負担の軽減を図る。
担当課	子育て福祉健康課

6 生殖補助医療費助成	
施策の内容	不妊・不育に悩む夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、生殖補助医療に要する費用の一部を助成している。助成額は、医療保険適用分の自己負担のうち、上限10万円。先進医療分の自己負担のうち、県の助成額を控除した額について上限10万円。 また、妊孕性温存治療、温存後生殖補助医療についても、先進医療と同様に助成する。
今後の方向性	今後も継続して実施し、経済的負担の軽減を図る。
担当課	子育て福祉健康課

7 新生児聴覚検査費助成	
施策の内容	新生児期に受けた聴覚検査費用の一部を助成している。
今後の方向性	今後も継続して実施し、全ての新生児が検査を受けることができる体制づくり、早期の相談支援体制づくりにより、難聴児を早期発見し、早期の支援を図る。
担当課	子育て福祉健康課

8 産後ケア事業	
施策の内容	産後の母子に対して、医療機関でのデイサービスや宿泊により心身のケアや育児サポート等を行う。
今後の方向性	今までは母子保健医療対策総合支援事業として実施していましたが、令和7年度からは地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、アウトリーチの実施や、利用できる回数の引き上げ等、必要に応じて内容の充実を図る。
担当課	子育て福祉健康課

9 妊婦医療費の助成	
施策の内容	妊娠届け受理日から出産完了日までの間、産婦人科で受けた診療のうち、保険適用分の自己負担額を助成する。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

2 親子の健康増進

出産後の全戸訪問、予防接種、各種健康診査、相談など出産後のフォローに努め、親子の健康の確保・増進を図ります。

子どもの成長とともに、親の不安や悩みも変わってきますので、発育や育児に関する不安の軽減を図り、子どもに向かい合えるように、発育相談、事故防止の啓発、保健指導をケースや内容に応じて集団または個別で行います。

また、生活習慣は幼少期の家庭の習慣が大きく影響しますので、幼少期から正しい生活習慣を身につけられるように、健診や食育活動で親子に働きかけます。

1 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）

施策の内容	乳児のいる家庭を対象に、生後2か月までに保健師が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や育児環境等の把握及び助言を行っている。
今後の方向性	今後も継続して実施し、相談支援体制の充実に努める。
担当課	子育て福祉健康課

2 乳幼児健康診査

施策の内容	乳幼児の発達過程における問題の早期発見をし、健やかな子育て支援の充実に図るために4・10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団で実施し、令和6年度からは医療機関で行う1か月児健診の費用を助成している（上限4,000円）。
今後の方向性	受診率は高く、今後も全数把握のため受診率向上に努める。
担当課	子育て福祉健康課

3 歯科健康診査

施策の内容	虫歯の予防、口腔内の清潔に努め、咀嚼や虫歯発生の問題を含め、将来にわたり歯の健康を保つよう支援するために1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診時に実施している。1歳6か月時健診では歯科診察と歯科衛生士によるフッ化物素面塗布、2歳児歯科健診では歯科診察と歯科衛生士によるブラッシング指導を行っている。
今後の方向性	う歯罹患率は年齢が上がるにつれて高くなっている。 今後も継続して実施し、受診率向上に努めるとともに、う歯予防の啓発の強化を図る。
担当課	子育て福祉健康課

4 事故予防	
施策の内容	保健所主催により、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診時に安全チェックリストへの記入を保護者にしてもらい、事故予防のリーフレットを配布し、指導を行っており、事故事例（個票）の聞き取りも行っている。 健診会場には事故予防の啓発グッズを展示している。 乳児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）時に、小児救急体制についての情報提供を行っている。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

5 発達相談（すくすく相談）	
施策の内容	乳幼児健診や保育所等の集団生活において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談（すくすく相談）を実施している。また、必要に応じ、関係機関への紹介や情報提供を行い、関係機関との連携を行っている。
今後の方向性	受診者は増加傾向にあるため、今後も継続して実施し、適切な就学支援が行えるよう、医療機関、指導主事等と連携するとともに、就学後も切れ目なく支援が受けられるよう、支援体制の充実を図る。
担当課	子育て福祉健康課

6 保育園児に対する健康診断	
施策の内容	保育園児を対象に内科健診を2回、眼科及び歯科健診を1回毎年実施している。ぎょう虫、尿検査も年1回、身体測定（身長・体重は毎月、胸囲は年3回）を実施している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

7 小中学生に対する健康診断（学校での健康診断）	
施策の内容	児童生徒に対して、内科健診・歯科健診・眼科健診・耳鼻科健診・結核検診・検尿・心電図検査を行っている。また、就学予定児童に対しては、就学時健康診断を行っている。
今後の方向性	今後も継続して実施する
担当課	教育課

8 親子食育教室	
施策の内容	子どもたちが食の大切さを学び、好ましい食習慣を身につける場として、親子が一緒に料理に取り組むことにより、ふれあい、話し合う機会を増やし、心豊かな子どもたちを育むことを目的として、日高町食生活改善推進協議会が主体となって、保健福祉総合センターで実施している。
今後の方向性	発育・発達重要な時期に、食事の大切さを学び、親子のコミュニケーションの充実を図る機会として今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

9 食育推進教室	
施策の内容	食事は生活の根幹であることから、幼児期のうちから好ましい食習慣を身につけることにより、正しい人間形成を図ることができ、子どもたちが健やかに成長することを目的に、日高町食生活改善推進協議会が主体となって保育園児を対象に、紙芝居やクイズなど食育推進教室を実施している。
今後の方向性	生活習慣の基礎が形成される乳幼児期に、育児期の親と子どもの適正な食習慣の定着を図るため、今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

10 学校給食での食育活動の推進	
施策の内容	栄養士による食育指導、給食センターの見学等を通じて、地産地消を目指した取り組みを展開している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。 また、残食率の軽減にも取り組んでいく。
担当課	教育課

3 乳幼児医療に関する取組み

かかりつけ医は、日頃から健康や病気の相談ができる頼りになる存在で、日々安心して暮らしていくための支えとして、今後もかかりつけ医の定着をさらに図っていきます。救急医療については、夜間・休日の医療体制に関する情報、小児救急電話相談事業（#8000）を町のホームページや広報誌、パンフレットや健診機会を活用して周知を徹底します。

小児医療に関しては、経済的な負担を軽減するために、妊婦医療費助成事業と乳幼児医療費の助成制度を継続実施し、適切な利用を促進します。

1 子ども医療費の無償化	
施策の内容	子どもを養育する保護者負担の軽減を図るため、高校3年生までを対象に、子どもの健康の維持増進に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費を無料とする。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

2 小児救急体制に関する周知	
施策の内容	出生届出時に子ども救急相談ダイヤルについてのリーフレットを配布、乳児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）時には小児救急体制についてのリーフレットを配布、健診会場、庁舎へのポスターの掲示等により小児救急体制に関する周知を行っている。
今後の方向性	今後も継続して実施し、事故予防に対する啓発、周知を行っていく。
担当課	子育て福祉健康課

3 予防接種	
施策の内容	予防接種により感染症予防に努めるため、定期予防接種を委託医療機関にて実施。任意予防接種については、インフルエンザ予防接種費用の一部助成を行っている。また、妊婦とその子どもを風しんから守るため、19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性と、妊婦または妊娠を希望する女性の配偶者に、風しんワクチン接種費用の助成を行っている。
今後の方向性	今後も継続して実施し、接種状況を確認し、接種機会の充実に努める。
担当課	子育て福祉健康課

基本目標2 子どもの健やかな成長の支援

学童期の子どもは、体も心も大きく成長する大切な時期です。この時期の子どもには、自分を前向きに捉える力や、正しいことを判断する心、そして他の人と上手に関わる力が育ちます。また、集団での生活を通じて、いろいろな困難に直面しながら、自分の役割や責任を理解していきます。子どもたちが様々な課題に取り組み、成功を積み重ね、自信を持てるような環境を作ることが大切です。

親が子どもに向かい合い、地域全体で子育てを支える地域づくりを目指して、すべての町民に対して、子育てへの理解を深め啓発を図ります。

1 子どもと子育てをみつめる地域づくり

子どもの人権も含めて、尊重されるべき人権に対する理解を深め、男女の機会均等を含め、様々な人が暮らしやすい地域づくりを目指していきます。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、仕事と子育てが両立できるような環境整備に向けて啓発活動等に取り組んでいくとともに、子育て支援のために関連機関、関連部局が連携した体制の整備を進めていきます。

また、高齢者と子ども、大人と子どもが交流する機会を増やして、地域が子どものことを知り、子どもが地域を知る機会となるように努めます。地域のふれあい活動が地域活動の活性化を図り、子どもたちに郷土への誇りと愛着が芽生えるよう、地域の関連団体や活動団体と連携した取組みを推進していきます。

1 人権意識の高揚	
施策の内容	人権意識の高揚を図るため、人権尊重推進委員会、教育機関、各種団体などとの連携を強化し、学校教育や生涯学習、職場などのあらゆる機会や場を活用し啓発活動など意識高揚に努める。啓発グッズを作成して街頭啓発し、活動を通じて地域住民の理解と協力を得られるよう、人権意識の高揚を図る。 球根プランターを町内の小学校に配布し、子どもたちが花を育てることを通じて人権意識の高揚を図り、また人権の花コンテストに参加する等の活動を行っている。
今後の方向性	今後も継続して啓発活動等に努め、人権意識の高揚を図れるようにする。
担当課	住民生活課、教育課

2 男女共同参画社会の推進	
施策の内容	男性も女性も互いに人間としての個性や生き方を尊重し、職場、地域、家庭などにおいて、男女がその能力を十分発揮し、心豊かな生活を送れる社会の形成を目的に、女性の抱える問題や課題などに関する情報・資料の提供などを行っている。
今後の方向性	日高町男女共同参画計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間としており、中間年となる令和7年度に審議会を新たに設置し、併せてアンケート調査を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。
担当課	企画まちづくり課

3 いじめ対策	
施策の内容	いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、各小中学校において、毎学期いじめに関するアンケート調査を実施している。
今後の方向性	今後も引き続き、様々な方法を用いて児童生徒の声を聞き、実態把握に努め、迅速かつ適切に対応していく。
担当課	教育課

4 「地域のふれあい活動」「あいさつ運動」の推進（日高町青少年総合対策本部）	
施策の内容	青少年を取り巻く環境の変化に対応し、行政と地域の連携強化を図り、子どもたちに関わるための具体的な活動に取り組む。 「地域のふれあい活動」では、町内各地区を対象に、地区内で実施するふれあい行事の費用を上限2万円で補助している。 「あいさつ運動」では、毎月、青少年総合対策本部とその関係機関の関係者により児童生徒の登校時に町内数か所にてあいさつ運動を実施している。
今後の方向性	「地域のふれあい活動」「あいさつ運動」とも、これまで通り継続して実施していく。
担当課	教育課

5 働き方の見直し、仕事・家庭・子育ての両立支援	
施策の内容	生涯学習や地域活動などを通じて啓発し、考える機会をもってもらえるように働きかけることが課題であるため、関係機関との連携を図り、住民・事業所などに啓発している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課、子育て福祉健康課

6 計画の推進体制の確保	
施策の内容	子育て支援の考え方を広め、計画の着実な推進を図ることが課題であるため、子育て支援のネットワークづくりと連動して、計画の進捗状況の定期的な点検と、地域の意見を聴取しながら推進する体制を確保している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課、関係課

7 社会福祉施設の地域化・ふれあい活動	
施策の内容	町内にある高齢者施設や障害者施設でのふれあい活動。 共に暮らす地域・人づくりを目指し、ふれあいや交流の場を確保する。
今後の方向性	地元の黒竹民芸品の製作体験や地元農家での芋ほり体験等を再開させ、地元高齢者との交流の機会を増やせるよう検討していく。
担当課	子育て福祉健康課

2 多様な体験活動の推進

地域の大人や年齢の異なる子どもが共に学び、様々な世代の人たちや日高町の良さを知り、個性と可能性を伸ばす取組みとして、地域の協力を得ながら多様な体験活動を展開します。

観察会やスポーツ大会、大人との交流等によって地域の人と接し、様々な人たちとのふれあいによって人間性豊かな人格を形成して自立できるように、保護者をはじめ地域の人や組織が関わりながら、多様な体験・活動の機会を拡充します。

また、次代の親となる子どもたちを育成し、若者の自立を支援していくために、生命の尊さ、家庭や人間関係の大切さを学ぶ機会を設け、仕事や自分の今後を考える機会となるよう体験機会の拡充を図っていきます。

1 公民館分館事業・星空観測会	
施策の内容	教科書に出てくる星や月だけではなく、夜空に輝く星や月を実際に見て、感じて、楽しむ体験をして、宇宙に興味をもってもらうため、夏と冬の2回、観測会を実施。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

2 青少年自然体験事業	
施策の内容	生き物への興味をもたせること、日高町の自然のすばらしさを感じてもらうことを目的に自然観察会「磯の生き物をしらべよう」、「アサギマダラ」を実施し、和歌山県立自然博物館の学芸員の解説のもと、磯の生物の採取・観察、西山でのアサギマダラの捕獲・マーキング等を行っている。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

3 日高町青少年補導連絡協議会：青少年と大人の交流活動	
施策の内容	会員と青少年が直接ふれあえる機会をもつことで、青少年健全育成の推進を図ることを目的に「大人と青少年のふれあい事業」では「昔の遊び教室」として、凧づくり教室を町内の小学1～6年生を対象に実施している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

4 スポーツ少年団活動	
施策の内容	野球、バレーボール等のスポーツ活動が行われており、日高町スポーツ少年団事務局として、各単位団の活動を支援し、県スポーツ少年団との連絡調整等を行っている。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

5 思春期体験学習	
施策の内容	乳児とのふれあいを通して、生命の尊さや愛、父性母性の育成を図るため中学3年生を対象に実施している。乳児とのふれあい抱っこ体験、離乳食試食、妊婦体験、たばこの害や中学生の食事について等の内容を取り入れている。参加した生徒、乳児の保護者にアンケートを行い内容の見直しを行っている。
今後の方向性	内容について、アンケート結果や養護教諭との協議により見直しを行い、今後も継続していく。
担当課	子育て福祉健康課

6 中学校職場体験	
施策の内容	町内の職場での勤労体験を通じて、働く目的や意義またその厳しさについて理解し、職場に対する関心を深める目的で実施している。中学1年生は町内事業所に職場訪問し、事業内容等、調べ学習を実施。2年生は町内事業所に3日間職場体験する。 町外も含め、職場体験機会の拡充を継続して実施している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

3 生きる力を育む教育環境の充実

社会環境や価値観、ライフスタイル等、日々変化していく環境に対応していくことが求められています。そのため、人間性など生きる力を育てるための教育環境の充実を図ります。あわせて、地域に開かれた学校運営を目指します。

また、社会変化に対応し得る教育内容となるように、国際化や情報化に対応した学習内容、総合的な学習活動、体力づくりに各学校で取り組んでおり、今後も各学校で工夫をしながら教育内容の充実を図ります。

1 学校給食	
施策の内容	児童・生徒の心身の健全な発達を目的とし、食生活の改善に寄与するため、町内小中学校において、給食・弁当選択方式で実施。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

2 外国語指導助手招致事業	
施策の内容	生きた英語を学ぶ機会として、中学校においてチームティーチングとして授業をし、小学校においては火曜日、木曜日に訪問して実施している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

3 総合的な学習に対する補助	
施策の内容	社会見学・校外学習・体験学習の講師謝礼金等として各学校への補助を行っている。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

4 体育文化活動派遣補助	
施策の内容	中学校のクラブ活動等の特別活動に対し、補助等を行う。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

5 学校開放	
施策の内容	体育・文化の振興において各学校の屋内運動場、屋外運動場を開放している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

基本目標3 親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり

日高町は子ども・子育て支援新制度の実施主体として、地域住民の子ども・子育て支援の利用状況並びに利用希望を把握し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

また、通常保育では低年齢児の受け入れ体制の拡充、延長保育、病児保育を継続して実施するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、一時保育の充実を目指します。

質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のためには、関係各機関の連携が重要になることから、関係部局間の連携、事業者との連携を進めていきます。

1 地域子育て支援の推進

価値観やライフスタイルの多様化に伴って、子育て支援ニーズも多様化しており、様々なニーズに対応したきめ細かな支援策が求められています。公的な取り組みだけでなく、町民の自主的な子育て支援活動等と協働し、地域全体としての子育て支援のネットワークを広げていく必要があります。

また、子育てに関する情報を得ることは、子育ての不安の軽減につながることから、必要な人に必要な情報が届くよう、広報やホームページ等の有効活用を促進するとともに、子育て関連の情報をまとめた情報紙の作成に取り組みます。

保健・福祉・教育など子どもと子育てに関する手続きは、各担当でも対応していますが、子育て福祉健康課が主な窓口となっており、各担当で連携を図りながら各種サービスの利用を促進します。

1 子育て支援相談窓口	
施策の内容	子育てに係るすべての相談事業を引き受ける一元的な相談窓口として子育て世代包括支援センターを子育て福祉健康課内に設置し、各種相談に対応してきましたが、令和6年度には児童虐待など児童福祉の相談支援拠点であった子ども家庭総合支援拠点と機能を統合したこども家庭センターを設置し、さらに関係職種との連携強化により、妊娠中から子育て期にわたる切れ目のない相談体制の充実に努める。
今後の方向性	母子保健、児童福祉の連携・協働、社会資源の開拓等により、さらに相談支援体制の充実に努める。
担当課	子育て福祉健康課

2 地域子育て支援センター事業	
施策の内容	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流を図る場として日高町子育て支援センター（クエッコランド♪）を設置している。
今後の方向性	日高町子育て支援センターを引き続き開所する。 また、利用意向や満足度の把握に努め、利用の促進を図る。
担当課	子育て福祉健康課

3 ファミリー・サポート・センター事業	
施策の内容	安心して子育てができることを目指して、育児の援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（スタッフ会員）が会員登録を行い、利用会員が、ファミリー・サポート・センターに援助を依頼し、ファミリー・サポート・センターがスタッフ会員に援助を打診することで、子どもの預かりや送迎など実際の援助を行う。 御坊市と協定し、御坊市ファミリー・サポート・センターにおいて事業を実施。 現在は、御坊市・日高町・美浜町・由良町・日高川町が加入している。
今後の方向性	今後も継続して事業の周知を行い、利用会員及びスタッフ会員の登録数の増加に取り組むことで、サービスの充実を図る。
担当課	子育て福祉健康課

4 子育て広場	
施策の内容	子育ての正しい知識の普及とともに子どもや親同士の交流を図る。 実施回数は年12回、妊婦から乳幼児と保護者を対象に開催している。子どもの心身の発育・発達を感じると同時に、親同士の仲間づくりの場となっている。 子育て支援センターと共催で実施している。
今後の方向性	子育て支援センターとの共催により、相談体制は充実してきている。さらに、健診後のフォローの場としても実施しており、引き続き関係職種と連携し、相談支援体制、フォロー体制の充実努める。
担当課	子育て福祉健康課

5 子育てに関する情報の提供	
施策の内容	各乳幼児健診、子育て広場等の機会に情報提供を行うとともに、母子手帳アプリ（母子モ）による情報発信を行う。
今後の方向性	引き続き情報提供、相談先の周知に努める。
担当課	子育て福祉健康課

6 児童手当の支給	
施策の内容	児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

7 子ども医療費の無償化（再掲）	
施策の内容	子どもを養育する保護者負担の軽減を図るため、高校3年生までを対象に、子どもの健康の維持増進に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費を無料とする。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

8 病児・病後児保育	
施策の内容	児童が病気の治療等で、集団生活及び保護者による保育が困難な場合、医療機関に付設された保育室で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。御坊市内の「病児・病後児保育室ひまわり」において広域利用として事業を実施。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

9 保育所	
施策の内容	保育を必要とする幼児を受け入れ、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うとともに、必要に応じて他市町への広域入所を依頼することにより、全ての子どもの健やかな成長に努める。町内では、内原保育所と志賀保育所の2園で事業を実施。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

10 保育料の減免制度	
施策の内容	保育料・主食費・副食費ともに国の基準よりも低い水準で設定している。
今後の方向性	今後も現行制度を継続していく。
担当課	子育て福祉健康課

11 要保護及び準要保護児童生徒就学援助	
施策の内容	経済的理由により就学困難な児童生徒について、学用品費等必要な援助を行う。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

2 子どもの安全の確保

子どもの安全確保と健全育成に向けて、地域の子どもの守るための安心活動、児童健全育成活動、生活環境の整備を推進します。

社会環境の変化に伴って、子どもたちが事故や犯罪の被害に遭う事例が増えています。子どもの安全の確保に向けて、登下校時の見守り活動や「きしゅう君の家」活動などが取り組まれており、今後も、青少年総合対策本部や家庭・学校関係機関・地域が連携し、体制・活動が円滑に機能するように推進・支援します。

1 日高町青少年総合対策本部	
施策の内容	本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）以下本部員・推進員で構成され、毎年本部長が推進員の委嘱を行い、青少年対策基本方針等の議事について協議している。その他、青少年関係機関の連絡提携、青少年健全育成及び非行防止に係る施策を総合的に企画、調整し、子どもたちにとって、より良い社会づくりを図ることを目的として活動している。児童・生徒が登下校時に犯罪の犠牲とならないために、個人宅を中心に町内65か所（令和6年4月現在）を緊急避難場所として「きしゅう君の家」に指定し、ステッカー、立て看板等を掲示し、定期的に協力依頼を行っている。「きしゅう君の家」の町内一覧表を作成し、各学校に周知している。また、高家・比井両駐在を講師として不審者訓練時に「きしゅう君の家」の役割、避難方法等を簡潔に説明してもらう。 不審者出沒や事故等、児童・生徒の緊急事態が発生した場合、迅速に対応できるよう、関係機関代表者及び担当者の電話番号、連絡の流れを一枚にまとめ各学校に配布している。
今後の方向性	今後も、構成団体と協力・連携し、青少年健全育成及び非行防止に係る施策を総合的に企画、調整し、子どもたちにとって、より良い社会づくりを図る。「きしゅう君の家」についても、指定件数を維持できるよう協力依頼等に取り組んでいく。
担当課	教育課

2 「防犯ブザー携帯中」シール配布	
施策の内容	新入学児童を対象に防犯ブザーを配布している。また、防犯ブザーを配布済みの児童に対しては「防犯ブザー携帯中」のシール（直径約10cm、蛍光）をランドセルに貼るように配布し、安全に対する意識を啓発している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

3 交通安全教室	
施策の内容	保育園児（5歳児）を対象に、警察署員の協力を得て、交通安全の指導を2園合同で毎年度実施している。小中学校においては、年1回、警察署員・町交通指導員の協力を得て、交通安全についての知識を指導してもらうため、交通安全教室を実施している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課、教育課

4 交通安全対策	
施策の内容	通学路の安全については、危険性がある箇所（道路等）を関係各課の協力を得て整備をし、安全確保に努めている。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	総務課、産業建設課、教育課

5 交通安全活動	
施策の内容	交通事故のない安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、交通指導員（10人）が通学・通園路における児童・生徒及び園児の交通指導、ヘルメット（中学生）の正しい着用などを街頭で指導している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	総務課

6 見守り活動	
施策の内容	各学校の育友会と地域住民が協力して日常の登下校や台風の接近時などに子どもたちの安全確保のため、見守り活動を行っている。
今後の方向性	今後も継続して実施する
担当課	教育課

7 安全・安心パトロール	
施策の内容	児童・生徒が登下校中に不審者の被害に遭った場合、町補導委員、学校教職員、教育課職員が一体となり、相互の連携を行いつつ、現場への緊急パトロールや長期的対応体制として、出没現場を中心とした巡回パトロールを行っている。
今後の方向性	町内における不審者情報や、熊等の危険な生き物の出没情報があれば、その都度青色回転灯装備車を用い、該当地域のパトロールを実施する。
担当課	教育課

8 日高町青少年補導連絡協議会	
施策の内容	御坊広域補導センター委嘱の補導委員、生徒・生活指導担当職員教員、町内駐在所警察官、補導センター日高町担当職員、各学校育友会会長で構成され、青少年健全育成、特に非行防止に重点を置いた活動の推進を図ることを目的として活動している。 毎年7月から9月の期間中夏季夜間パトロール（21時から1時間程度）及び愛のパトロール（13時30分～17時）を、3月末頃に春季夜間パトロール（21時から1時間程度）を実施している。毎回会員2人と教育課職員1人の計3人で町内の重点箇所を中心にパトロールを行い、青少年の深夜徘徊等に対しての声かけを行っている。
今後の方向性	御坊広域青少年補導センター、御坊警察署と連携をとりながら活動に取り組む。
担当課	教育課

9 交通安全施設の整備充実	
施策の内容	交通事故などの発生する危険性が特に高いと認められる箇所に、防護柵・道路反射鏡・街路灯の交通安全施設を設置し、道路環境の整備に努めている。
今後の方向性	今後も継続して実施する
担当課	総務課

10 福祉のまちづくりの推進	
施策の内容	住民誰もが安心して安全に外出・移動ができるよう、ユニバーサルデザインの視点で、公共施設や道路などの改善・改良を推進するとともに、不特定多数が利用する民間施設についてもその改善・改良を働きかけ、すべての人に優しいまちづくりに取り組んでいる。 公共施設においては、新設・改良時などには、福祉的配慮のあるトイレの設置を進める。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	全課室

基本目標4 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

障害を持つ子どもたちが地域でのびのびと育ち、地域の一員として積極的に社会に参加できるよう、地域全体の理解を深めることが大切です。また、子どもたちが成長する段階に応じて、療育から地域での自立した生活まで、一貫した支援を提供することが求められています。さらに、子ども一人ひとりの特性に合わせた丁寧なサポートを行うとともに、家族の心身や経済面での負担にも配慮した支援策が必要です。

1 ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当とひとり親家庭児童激励金支給事業等による経済的支援のほか、全国的にひとり親世帯が増加傾向にある状況を踏まえて、ひとり親家庭の自立支援に向け、関係機関と連携して必要な生活支援、就業支援、各種相談に対応します。

1 児童扶養手当の支給	
施策の内容	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

2 ひとり親家庭児童激励金支給事業	
施策の内容	ひとり親家庭となった家庭の児童を激励し、健やかな育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。 児童1人につき、月額2,000円を支給。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

3 ひとり親家庭医療費助成事業	
施策の内容	ひとり親家庭の保護者負担の軽減を図るため、子どもとその保護者を対象に、ひとり親家庭の子どもと親等の健康の維持増進に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費を無料とする。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

2 障害のある子どもの自立支援

障害などで支援が必要な子どもの成長段階に応じて、療育や生活支援など、自立に向けた支援を推進します。また、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ特別支援教育に必要な体制を確保します。

身体障害・療育だけでなく、学習障害や自閉症など発達障害を抱える子どもへの支援について、関係課及び関係機関と連携した対応に努めます。

1 障害福祉サービスの推進	
施策の内容	児童発達支援や放課後等デイサービスなどにおいて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練や、授業終了後などに生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を実施。 また、在宅の重度障害児の日常生活を支援するため、紙オムツなど必要な日常生活用具、必要な補装具を給付する。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

2 特別児童扶養手当	
施策の内容	心身に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している者に支給する。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

3 障害児福祉手当	
施策の内容	重度障害で常時介護を要する20歳未満の在宅者に支給する。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

4 特別支援教育就学奨励	
施策の内容	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために援助を行う。
今後の方向性	今後も必要に応じて援助を行う。
担当課	教育課

5 心身障害児福祉手当	
施策の内容	20歳未満の身体障害者手帳4級以上、療育手帳B1以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上を所持する心身障害児を養育する保護者に、福祉向上を図るため福祉手当を支給する。 児童1人につき、月額4,000円を支給。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

6 障害児保育	
施策の内容	保育所で受け入れられる体制をとっている。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

7 特別支援教育の推進	
施策の内容	特別支援学級の設置、学校支援員を配置して学校生活を支援している。 また、学校施設のバリアフリー化を進め、必要な施設の整備を実施している。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	教育課

8 自立支援協議会を中心にしたネットワークの形成	
施策の内容	自立を支援するネットワークとして圏域で自立支援協議会を設置するとともに、子ども部会を組織し、医療的ケア児を含めた障害児支援についての体制整備・連携を行っている。
今後の方向性	今後も継続して実施する。
担当課	子育て福祉健康課

3 課題を抱える子ども・家庭への対応

児童福祉法の改正によって、すべての子どもの最善の利益の実現を支援していく観点から、児童の親や保護者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないとされました。児童の親や保護者においても、体罰によらない子育て等を推進することが求められます。

子どもの心のケア、いじめや不登校対策などは、学校・関係課・関係機関が連携して対応します。また、児童虐待は潜在的で身近にありうる問題となっており、児童虐待の発生予防・早期発見、支援を必要とする妊婦の早期の把握、児童相談所をはじめ関係機関との情報共有の推進等、虐待防止ネットワークの強化を図っていくとともに必要な支援を行います。

1 日高町要保護児童対策地域協議会	
施策の内容	虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場として、日高町要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議をはじめ実務者会議を開催し関係機関との情報共有を行い、事案の解決に向け取り組む。また必要に応じてケース会議を開催し、個別案件への対応にあたっている。
今後の方向性	今後も関係機関と連絡を密に取り、事案解決に向け取り組んでいく。
担当課	子育て福祉健康課

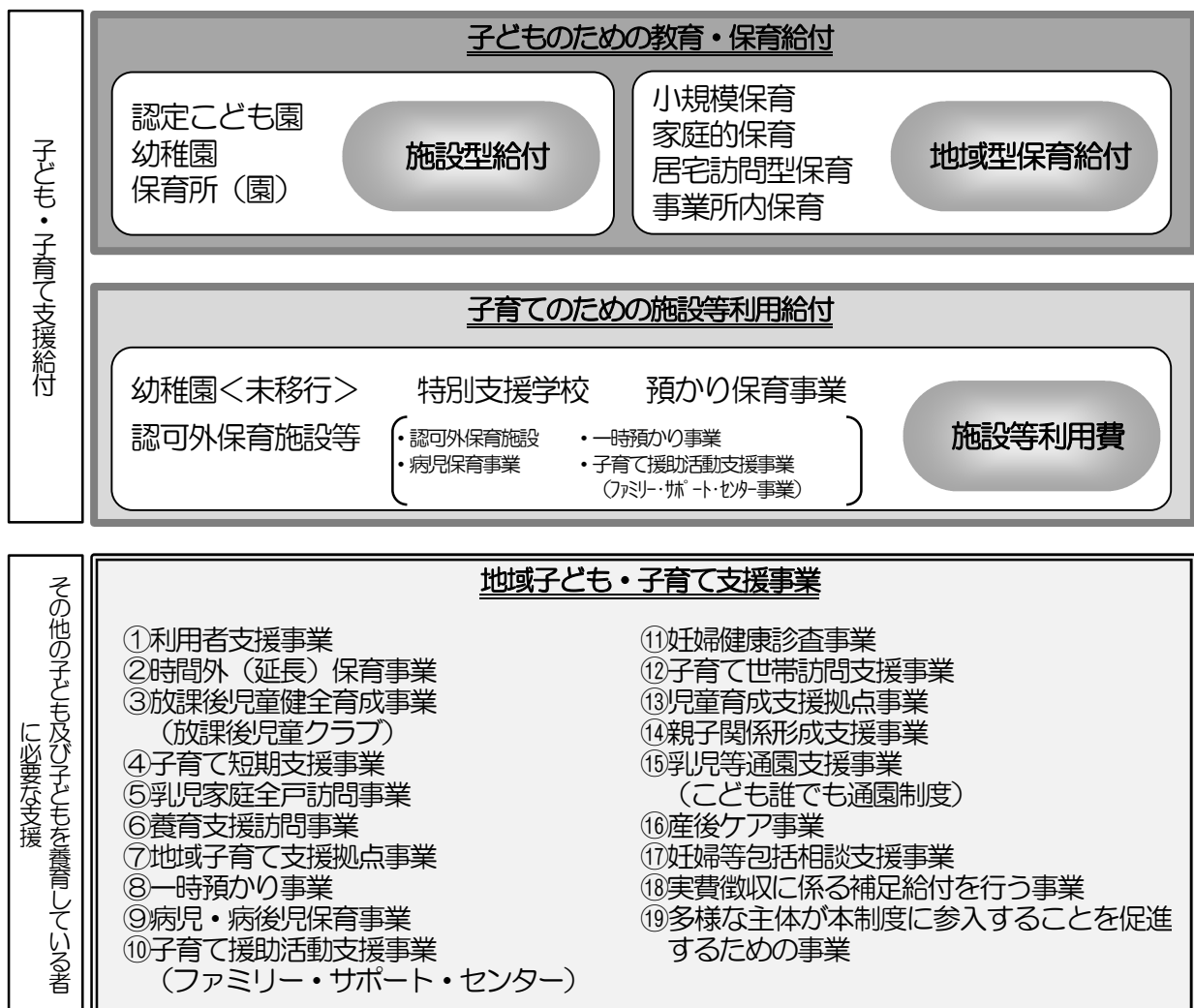
2 「心の教室相談員」の設置	
施策の内容	日高中学校に1人（非常勤）を配置し、思春期における精神的に不安定な生徒、心に悩みをもつ生徒に対し、カウンセリング等を行い、生徒の心の安定を図る。校舎1階玄関横に「心の教室相談室」を設置し、生徒が自由に出入りできる状況をつくらせている（1日4時間、年間420時間程度）。
今後の方向性	今後も必要に応じて開設していく。
担当課	教育課

第5章 教育・保育等の量の見込みと提供体制

1 子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。令和4年の改正児童福祉法施行に伴い「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が創設され、令和6年6月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「妊婦等包括相談支援事業」「こども誰でも通園制度」が創設され、「産後ケア事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援として給付される「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の3つの枠組みから構成されます。



(1) 子どものための教育・保育給付

①施設型給付

施設型給付は認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指し、町が確認を行った「特定教育・保育施設」に対し給付されます。

施設区分	内容	児童 年齢	認定 区分	利用できる保護者
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う「学校」	3～5 歳	1 号	・制限無し
保育所	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5 歳	2 号 3 号	・共働き世帯など、家庭での保育が困難な保護者
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を あわせ持ち、地域の子育て支援も 行う施設	0～5 歳	1 号 2 号 3 号	・保護者の就労状況に関わりなく、すべての子どもが教育・保育を一緒に受け ます。 ・保護者の就労状況が変わっても継続して 利用可能です。 (注) 0～2 歳児につい ては、保育所と同じ 要件となります。

②地域型保育給付

町の認可を受ける保育施設等が地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付のサービスは3号認定者の保育サービスを提供する以下の4サービスが該当します。

事業名	対象児童 年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	少人数（6～19 人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を行います（保育ママなど）。
居宅訪問型保育	0～2歳	個別のケアが必要な場合（障害・疾患など）や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います（ベビーシッター）。
事業所内保育	0～2歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

(2) 子育てのための施設等利用給付

令和元年5月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、令和元年10月より、幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する3～5歳の子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの施設等利用料が無償となっています。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、町が地域の実情に応じて実施する以下の事業です。令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設され、令和6年4月1日から施行されています。

また、令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が新たに創設され、令和7年4月から施行されます。

事業名	事業の内容
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。
時間外（延長）保育事業	通常の保育時間（11 時間）を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	仕事などで日中保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	「ショートステイ」は保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間（原則7日間）預かる事業です。 「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを預かる事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。

事業名	事業の内容
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。 「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。
一時預かり事業	保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。 幼稚園における在園児を対象にした一時預かり事業については、上記の理由の他に、就労等による継続した預かり保育も含まれます。
病児・病後児保育事業	病気やけがの児童(病児)及び回復期にある児童(病後児)を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び児童に対し、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保護者の就労状況に関係なく、月一定時間まで保育所等に子どもを預けることで、保育所等に通園していない子どもの育ちを支援する新しい通園制度です。
産後ケア事業	産後ケアを必要とする人を対象に、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業です。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業です。

2 子ども・子育て支援事業の推進

(1) 教育・保育提供区域の考え方

町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の立地状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、教育・保育提供区域は町内1つの区域と設定し、この1区域を基本として教育・保育サービスの量の見込みに基づいた提供体制を検討します。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

【量の見込みの考え方】

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、令和4年度から6年度の実績をもとに、推計人口に学校教育・保育の利用率（年齢別人口に対する、利用者数の割合）を乗じて量の見込みを算出しました。

①施設型給付

1 保育所	
現 状	これまで町立3園で実施してきましたが、比井保育所の減少が著しく児童数が一桁台にまで減少したため、令和2年度から比井保育所を休園、令和3年度末で廃園としました。一方、内原保育所は、減少傾向ではあるものの、高い入園者数を維持しており、志賀保育所は、定員を上回り増加傾向にあります。この2園については、令和2年度から指定管理者制度を導入しており、安定的な運営のもと、さらなる保育内容の向上を図っています。 また、転入者の多くが希望する、転入前自治体で利用していた保育所での引き続きの利用や、1歳児以下で志賀保育所で受入可能人数を超過した場合などには、広域入所を利用してもらっています。

区 分	単位	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳
量の見込み	人	9	34	57	216	9	36	53	212	9	36	57	204
計①	人	316				310				306			
確保の内容②	人	316				310				306			
②-①	人	0				0				0			

区 分	単位	令和10年度				令和11年度			
		0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳
量の見込み	人	9	37	57	201	9	38	58	201
計①	人	304				306			
確保の内容②	人	304				306			
②-①	人	0				0			

【確保方策】

3歳以上の2号認定者と、3号認定のうち2歳児については、内原保育所と志賀保育所の町内2保育所において提供できる体制となっています。（希望者については広域入所により提供します。）3号認定のうち1歳児以下の児童については、志賀保育所を中心としながら、近隣市町への広域入所により確保していきます。

また、転入者の多くが希望する、転入前自治体で利用していた保育所での引き続きの利用についても、広域入所として確保していきます。

2 幼稚園	
現 状	町内に幼稚園は未設置です。

区 分	単位	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
量の見込み	人	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計①	人	2		2		2		2		2	
確保の内容②	人	2		2		2		2		2	
②-①	人	0		0		0		0		0	

【確保方策】

近隣の市町村にある私立の御坊幼稚園等への広域入所にて確保しています。

②地域型保育給付

1 小規模保育事業	
現 状	認可外保育施設、事業所内保育施設等が「小規模保育事業」に該当します。町内では1事業所が実施しています。 保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。
2 家庭的保育事業	
現 状	現在実施していませんが、保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。
3 居宅訪問型保育事業	
現 状	ベビーシッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。現状実施していませんが、保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。

【確保方策】

現在の利用状況を把握しつつ、認可外保育施設、事業所内保育等の参入意向などの把握に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 利用者支援事業	
現 状	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要なサポートを行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策②		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		0	0	0	0	0

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	地域子育て相談機関	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策②		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		0	0	0	0	0

【確保方策】

妊娠期から子育て期にわたるワンストップ相談窓口として、開庁時間内は保健師、助産師が相談に応じ、必要に応じ関係機関と連携します。また、日高町子育て支援センター(クエッコランド♪)においても、情報提供、相談支援を行います。

2 時間外(延長)保育事業	
現 状	内原保育所と志賀保育所で実施しています。月曜日から金曜日までで、7時15分～7時半と、18時半～19時になっています。

単位:人	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	28	28	28	28	28
確保の方策②	人	28	28	28	28	28
②-①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

保護者の働き方や現在の利用状況を踏まえ、引き続き2保育所で実施するとともに、保護者の出勤時間を考慮し、令和7年度より早朝保育を7時からに前倒しします。

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
現 状	町内3か所に日高町子どもクラブを設置し、全体で140名まで受け入れ出来るようになっています。

	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	155	153	151	151	149
低 学 年	人	125	122	118	121	119
1 年 生	人	45	49	50	49	47
2 年 生	人	45	35	39	40	39
3 年 生	人	35	38	29	32	33
高 学 年	人	30	31	33	30	30
4 年 生	人	18	20	21	17	18
5 年 生	人	11	10	11	12	10
6 年 生	人	1	1	1	1	2
確保方策②	人	155	153	151	151	149
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

量の見込みが、確保の内容を超えていますが、毎日利用される方や、特定日だけの方、長期休業中のみ利用される方がいますので、定員を超えることはない想定しています。

配慮を必要とする児童について、受け入れの制限はしていません。

土曜日と長期休業中は、午前 7 時半から開所しています。閉所時間は、通年で 19 時としています。現在のところ、時間延長をして欲しいという声は上がっていないので、声があれば、検討していきます。

他事業と連携出来るところは連携していきます。単調になりがちな長期休業中の過ごし方を工夫し、保育の充実に努めていきます。

広報誌等で、学童保育所の取組みについて発信していきます。

4 子育て短期支援事業	
現 状	利用実績もなく、見込み量も見受けられないものの、県内の児童養護施設での受け入れ体制を確保しています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	0	0	0	0	0
確保の方策②	人日	0	0	0	0	0
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

緊急時の対応などを含め、必要な時に適切な利用ができるように、引き続き県内の児童養護施設での受け入れ体制を確保していきます。

5 乳児家庭全戸訪問事業	
現 状	乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものです。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	58	58	60	61	63
確保の方策②	人	58 全数保健師が 訪問	58 全数保健師が 訪問	60 全数保健師が 訪問	61 全数保健師が 訪問	63 全数保健師が 訪問
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談に応じ、子育てに関する情報提供等を行い、必要に応じ関係機関との連携を図ります。

6 養育支援訪問事業	
現 状	現在は要保護児童対策として、養育困難な家庭に保健師等が訪問し、相談・指導を連携・調整しながら実施しており、当該事業としては実施していません。

7 地域子育て支援拠点事業

現 状	日高町子育て支援センター（クエッコランド♪）を保健福祉総合センター内に開設し、保育所入所前の親子の交流の場、子育て相談の場などとして利用されています。平成25年度に開設し、利用者の増加に対応するため平成29年度より広い部屋に移設しました。月曜日から金曜日まで、9時～11時30分、13時～16時に開所しています。
-----	--

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
量の見込み①	人日	1871	1871	1930	1970	2029
確保の方策②	人日	1871	1871	1930	1970	2029
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

日高町子育て支援センターを引き続き開所します。また、利用意向や満足度の把握に努め、利用の促進を図ります。

8 一時預かり事業

現 状	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、町内では志賀保育所において1日2名までで実施しています。月曜日から金曜日まで、8時～16時まで保育しています。
-----	---

●幼稚園型

単位:年間延べ 利用人数	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	0	0	0	0	0
確保の方策②	人日	0	0	0	0	0
②－①	人日	0	0	0	0	0

●幼稚園型を除く

単位:年間延べ 利用人数	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	180	179	178	178	180
確保の方策②	人日	180	179	178	178	180
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

志賀保育所において利用実績等をみながら対応します。

9 病児・病後児保育事業	
現 状	現在は、御坊市内の「病児・病後児保育室ひまわり」で、広域利用できるように実施しています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	84	83	83	83	84
確保の方策②	人日	84	83	83	83	84
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

御坊市内の「病児・病後児保育室ひまわり」での広域利用が、現状での適切な利用であると考えられますので、引き続き実施していきます。

10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
現 状	御坊市が開設する御坊市ファミリー・サポート・センターにて、広域利用として実施しています。 主に習い事の送迎や子ども預かりなどで利用されています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	226	222	218	220	216
確保の方策②	人日	226	222	218	220	216
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

共働き家庭が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯が増えていることが考えられますので、支援を必要とする方への周知と利用会員への登録を推進します。また、支援するスタッフ会員の増員が重要ですので、事業の周知はもちろん、資格取得に必要な講座の開設など必要な取組みの充実を図ります。

11 妊婦健康診査事業	
現 状	妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	94	94	97	101	104
確保の方策②	人	94	94	97	101	104
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

妊娠届出時に、適切な受診ができるように勧奨します。医療機関からの報告により受診状況を把握し、未受診者には受診勧奨します。

12 子育て世帯訪問支援事業	
現 状	訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	8	8	8	8	8
確保の方策②	人	8	8	8	8	8
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

当該事業としての確保策を講じることが困難であるため、乳児家庭全戸訪問事業や養育困難な家庭への保健師及び助産師の訪問により、養育環境の整備に努めます。

13 児童育成支援拠点事業	
現 状	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。 現在は、夏休み中にチャレンジ広場として、小学生を対象に町内の小学校の図書室で宿題や勉強をできる居場所づくりを行っています。当該事業としては実施していません。

14 親子関係形成支援事業

現 状	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び児童に対し、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。
-----	---

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	5	5	5	5	5
確保の方策②	人	5	5	5	5	5
②-①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

当該事業としての確保策を講じることが困難であるため、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等において、育児相談や子育て中の親の交流の場等を提供することにより支援を行います。

15 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

現 状	保護者の就労状況に関係なく、月一定時間まで保育所等に子ども（生後6か月～満3歳未満）を預けることで、保育所等に通園していない子どもの育ちを支援する制度です。令和7年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い創設された新しい事業です。
-----	---

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	-	72	72	72	72
確保の方策②	人日	-	12	12	12	12
②-①	人日	-	-60	-60	-60	-60

【確保方策】

量の見込みとしては生後6か月から満3歳未満で算出しています。令和8年度より、内原保育所において2歳児を対象に、利用を希望する保護者及び子どもに対応します。

2歳児を含め、本事業の対象としていない2歳児未満の子どもについては、志賀保育所で行っている一時保育を利用してもらうことで、子どもの育ちに対し同様の効果を期待します。

16 産後ケア事業

現 状	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。令和6年までは母子保健医療対策総合支援事業として実施していましたが、令和7年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。
-----	--

【宿泊型】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	5	5	5	5	5
確保の方策②	人日	5	5	5	5	5
②－①	人日	0	0	0	0	0

【デイサービス型】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	67	67	67	67	67
確保の方策②	人日	67	67	67	67	67
②－①	人日	0	0	0	0	0

【アウトリーチ型】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	14	14	14	14	14
確保の方策②	人日	14	14	14	14	14
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

従来のデイサービス型や宿泊型の支援に加え、令和7年度からはアウトリーチ型の支援を実施します。

17 妊婦等包括相談支援事業

現 状	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦、その配偶者等に対して、保健師又は助産師による面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。
-----	---

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	回	171	174	177	177	177
確保の方策②	回	171	174	177	177	177
②－①	回	0	0	0	0	0

【確保方策】

妊産婦1組あたり3回、保健師又は助産師による面談等を実施します。

18 実費徴収に係る補足給付を行う事業

現 状	低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助します。
-----	--

19 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

現 状	地域のニーズに沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の整備・開設を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するとともに、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保します。
-----	--

（４）教育・保育の一体的提供及び推進体制の基本的考え方

「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みや確保方策に基づき、計画的に実施していきます。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設であり、認可手続きの簡素化などにより、全国的には幼稚園や保育所からの移行や新設が進んでいます。本町においても、保育所からの認定こども園への移行など、状況に応じて検討していきます。

配慮を必要とする子どもとその保護者に対しては、必要としている支援を的確に把握し、必要な支援が提供できるよう、関係機関との連携を強化していきます。

地域で安心して子どもを産み育てられる社会を目指し、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく支援する取組みを強化します。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策の充実を図っていきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く町民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組みを進めていく必要があります。

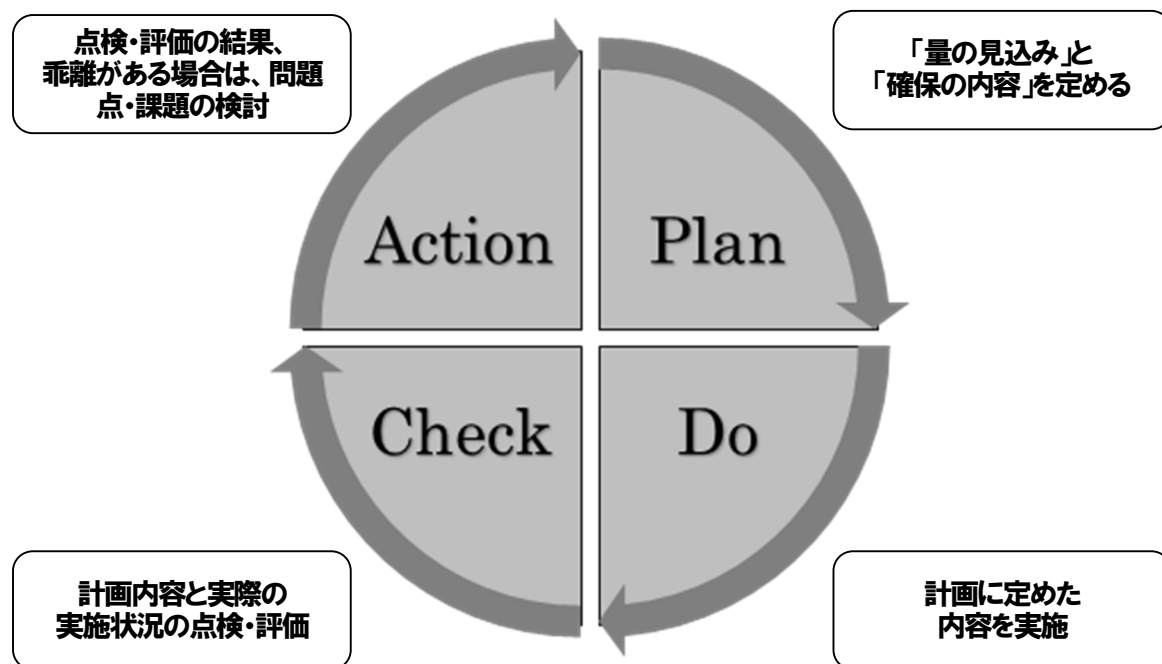
また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

3 計画の実施状況の点検・評価

国の基本方針では、子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと、とされています。

本計画は、5年を計画期間としており、5年の間に社会情勢等の変化も考えられることから、必要に応じて実施状況の点検・検討を行う必要があります。

本計画の基本目標の達成に向けた各種事業の実現にあたっては、本町の財政状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確柔軟に対応しながら、目標を見失うことなく可能な限り着実に推進するよう努めます。本計画の事業の目標は、町民ニーズの変化や、国による新たな施策などにも適切に対応するよう適宜見直しを行います。



本計画の実現に向けて、毎年、町内連絡体制における連絡・協議のもとに、各分野の施策・事業の進捗状況の点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようにPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として計画を改善していき、実施状況については、点検・評価の結果を、毎年度、広報紙やホームページ等で公表します。

資料編

1 日高町子ども・子育て会議設置要綱

要綱 第36号
平成25年11月25日

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、日高町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうち、別表に該当する者から、町長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項に該当する者に変更があった場合は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て福祉健康課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。（公布日：平成30年10月15日）

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。（公布日：令和5年5月23日）

別表

	選任区分(役職名)
1	内原保育所保護者会代表
2	志賀保育所保護者会代表
3	内原小学校育友会代表
4	志賀小学校育友会代表
5	日高町立保育所所長代表
6	日高町子育て支援センター代表
7	御坊市ファミリーサポートセンター代表
8	日高町校長会代表
9	日高町主任児童委員代表
10	その他、町長が必要と認める者

2 日高町子ども・子育て会議 委員名簿

<令和5年度委員名簿>

(敬称略)

	氏 名	選 任 区 分 (役 職 名)
1	藪 野 渉 ^{やぶの あゆむ}	子どもの保護者 (内原保育所保護者会会長)
2	木 田 奈 央 ^{きだ なお}	子どもの保護者 (志賀保育所保護者会会長)
3	上 出 裕 也 ^{うえ で ゆうや}	子どもの保護者 (内原小学校育友会副会長)
4	戸 上 正 幸 ^{とかみ まさゆき}	子どもの保護者 (志賀小学校育友会副会長)
5	岩 橋 かをる ^{いわはし}	子育て支援関係者 (志賀保育所所長)
6	山 岡 玲 子 ^{やまおか れいこ}	子育て支援関係者 (子育て支援センター)
7	松 本 千 賀 子 ^{まつもと ちかこ}	子育て支援関係者 (御坊市ファミリー・サポート・センター代表)
8	玉 置 浩 史 ^{たまき ひろふみ}	子育て支援関係者 (志賀小学校校長)
9	尾 上 純 子 ^{おのうえ すみこ}	子育て支援関係者 (主任児童委員)
10	杉 浦 研 太 ^{すぎうら けんた}	町民代表 (日高町議会議員)

<令和6年度委員名簿>

(敬称略)

	氏 名	選 任 区 分 (役 職 名)
1	う え だ まさゆき 上 田 将 之	子どもの保護者（内原保育所保護者会会長）
2	み は ら まさゆき 三 原 昌 幸	子どもの保護者（志賀保育所保護者会会長）
3	う え で ゆ う や 上 出 裕 也	子どもの保護者（内原小学校育友会会長）
4	と か み まさゆき 戸 上 正 幸	子どもの保護者（志賀小学校育友会会長）
5	いわはし 岩 橋 かをる	子育て支援関係者（志賀保育所所長）
6	やまおか れいこ 山 岡 玲 子	子育て支援関係者（子育て支援センター）
7	まつもと ち か こ 松 本 千 賀 子	子育て支援関係者（御坊市ファミリー・サポート・センター代表）
8	た ま き ひろふみ 玉 置 浩 史	子育て支援関係者（志賀小学校校長）
9	お の う え す み こ 尾 上 純 子	子育て支援関係者（主任児童委員）
10	すぎうら けんた 杉 浦 研 太	町民代表（日高町議会議員）

3 策定経過

開催日	検討内容
令和5年12月8日	第1回日高町子ども・子育て会議 (1)会長の選任について (2)「子ども・子育て支援制度」について (3)「日高町子ども・子育て会議」について (4)「日高町子ども・子育てに関する調査」について (5)その他
令和6年1月	日高町子ども・子育てに関するアンケート調査実施
令和6年3月25日	第2回日高町子ども・子育て会議 (1)令和5年度 日高町子ども・子育てに関する調査結果報告書について (2)その他
令和6年12月2日	第3回日高町子ども・子育て会議 (1)前年度の会議内容の報告について (2)子ども・子育ての見込み量について (3)日高町子ども・子育て支援事業計画骨子案について (4)その他
令和7年2月12日	第4回日高町子ども・子育て会議 (1)日高町第三期子ども・子育て支援事業計画の素案について (2)その他
令和7年3月26日	第5回日高町子ども・子育て会議 (1)日高町第三期子ども・子育て支援事業計画の最終案について (2)その他事務連絡等

日高町
第三期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行	日高町
編集	子育て福祉健康課
電話	0738-63-3801
FAX	0738-63-3846